

議事日程（一般質問日） 令和5年12月13日 午前9時開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第46号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 3 議案第47号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第48号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第49号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第50号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第51号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第52号 木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第53号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第54号 木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第55号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第56号 木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第57号 木曾岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第58号 木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第59号 木曾岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第60号 木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第61号 木曾岬町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第18 議案第62号 損害賠償の額を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	後藤紀子	2番	古村護
3番	鎌田鷹介	5番	加藤真人
6番	伊藤守	7番	服部芙二夫
8番	三輪一雅	9番	伊藤好博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤隆	副町長	森清秀
教育長	山北哲	総務政策課長	小島裕紹
危機管理課長	坂倉丈夫	建設課長	伊藤雅人
産業課長	多賀達人	福祉健康課長	黒田和弘
住民課長	伊藤正典	教育課長	村上強
税務課長	中山重徳		

事務局出席職員

事務局長 藤井光利 議会事務局 鈴木琴音

=====

午前 9時 0分開議

○議長（三輪一雅議員） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かとご多用の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましてもご出席いただき、ありがとうございます。

令和5年第4回定例会は12月7日に開かれまして、本日は一般質問日でございます。この後、行われます一般質問並びに議案審議に際しまして慎重な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、すでにお手元に配布のとおりでございます。

日程第1 一般質問について

○議長（三輪一雅議員） 日程第1、一般質問についてを行います。

一般質問の通告を受けておりますのは、

- ① 1 番議席 後藤 紀子 議員
- ② 6 番議席 伊藤 守 議員
- ③ 2 番議席 古村 護 議員
- ④ 9 番議席 伊藤 好博 議員
- ⑤ 3 番議席 鎌田 鷹介 議員
- ⑥ 5 番議席 加藤 真人 議員
- ⑦ 7 番議席 服部英二夫 議員、以上7名の方々でございます。

一般質問の発言の順番は、定例会開会日の議会運営委員長報告のとおり、受付順に発言していただきます。なお、質問内容は、簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、初めに、1 番議席、後藤紀子議員の質問を許します。

登壇の上、お願いいたします。

○1 番（後藤紀子議員） 議長、1 番。

○議長（三輪一雅議員） 1 番議席、後藤紀子議員。

○1 番（後藤紀子議員） 皆様、おはようございます。私から、子ども議会の常設をというテーマで質問をさせていただきます。

現在、当町では年に一度、子ども議会が開催されています。小学6年生を対象に子ども目線から町政へ質問を投げかけます。

また、中学2年生を対象とした、ふるさと懇談会も年に一度開催されます。こちらは中学2年生を対象に、私たち議員と町をより良くするために色々な話をする場となります。こういった取り組みを実施している当町は素晴らしいと感じております。

今年4月にこども家庭庁が創設されました。こども基本法も同時に施行され、子どもの権利を守ることが明文化されたことは大きな進歩だと思います。将来を担う子どもたちの意見は非常に大切で有益だと考えており、当町においても子どもの意見を聞く場が更に多く必要ではないでしょうか。そのことから、子ども議会の常設化をすべきだと考えております。

山形県遊佐町は少年議会を常設化しています。町内在住の中学生・高校生を対象に少年町長、少年議員を選挙にて選びます。選ばれた少年町長・少年議員の任期は1年。その間、年間45万円の予算を少年議会の政策に使用します。ある年の予算は、バス停にベンチを設置することに使用されたようです。その土地に住む子どもたちが自分の町のためになることを考えるというのは、郷土愛を育む一番の教育だと私は思います。

今年の2月に中学生とのふるさと懇談会がありました。私は議員になってから初めての参加でしたが、その中で、将来も木曾岬に残りたい人という質問で、残りたいと言った中学生は一人もいませんでした。

これはどうなのでしょう。大半の子供にとっての魅力的な町とは都会だけかもしれま

せん。その中の数人でも、でも木曾岬もなかなか面白いよね、と言ってくれる子がいなかったことに衝撃を受けました。子どもを育てるのは様々な経験です。柔軟な考えが持てるのは、1つでも多くの経験値ではないでしょうか。家庭や学校では経験できないことを町がさせてくれる、逆に言えば町でしかできない経験を子どもに与えられれば、大人になった時にそんな素晴らしい経験をさせてくれた町で、自分も子育てをしたいと考えるのは自然な流れだと思います。

遊佐町の少年議会は20年の歴史があります。少年議会で活躍した子や、一緒に考え活動したたくさん子どもたちは大人になっても政治に関心を持ち続け、選挙時の遊佐町の投票率は全国でもトップクラスです。政治に関心がない現代で、自然な流れで政治に関心を持てるというのはとても素晴らしく理想的ではないでしょうか。

様々な角度から見ても、子ども議会の常設化をすることはメリットしかないように思えます。

町長のご意見をお聞かせください。

○議長（三輪一雅議員） 1番議席、後藤紀子議員の質問に対して、町長、ご答弁願います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆さん、おはようございます。

令和5年も12月に入り、余すところいよいよわずかとなって参りました。しかし、年末になって、最近のこの暖かさが非常に気になるところでございます。今年は夏も大変な猛暑が続きましたし、11月になっても25℃どころか、30℃近い夏日が続きました。そしてこの年末がこのような暖かい日が続いておりますだけに、地球の温暖化といいますが、気候変動が非常に気になる年の瀬でございます。

そうした中、本日、令和5年第4回木曾岬町議会定例会が、去る12月7日に開会をいただき、令和5年度の補正予算、条例改正案など17件の議案の審議をお願いいたしているところでございます。

本日は、一般質問日を迎え、今回は7人の議員さん全員から通告をいただいております。それぞれ誠意を持ってご答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの1番議席、後藤紀子議員の子ども議会の常設をの質問に対してご答弁を申し上げます。

現在、教育委員会で取り組んでおります子ども議会や、議員の皆さまにお世話になっております中学生と町議会議員とのふるさと懇談会は、次世代を担う若者の育成という面で、とても有意義な取り組みであると感じておるところでございます。

小中学校では郷土学習を推進しており、小学3・4年生では社会科において副読本、わたしたちの町木曾岬町を活用して、町の様子や暮らしの移り変わり、産業、伝統文化のほか、

伊勢湾台風の説明や災害に強い町づくりなど、町に関する様々なことを学習し、郷土学習の集大成として6年生で子ども議会に臨んでいただいているところでございます。そして、中学校でも木祖村との交流や町議会議員さんとのふるさと懇談会を通して、町のよさや課題を再確認し、将来、住み続けたいと思える町になるよう提言や行動ができる力の育成に取り組んでいただいております。

子ども議会につきましては、近年、他の市町村においても類似の子ども議会が開催されるようになりましたけれども、本町では平成11年に初めて開催され注目を集め、私自身も、小学生の皆さんが木曾岬町についての感想や要望、提案など様々な視点から質問をいただいて小学生の皆さんにとっても良い経験になり、自分たちの町の事に関心を持っていただき、町としても有意義な子ども議会であると感じているところでございます。

また、中学生の皆さんは、桜堤防の清掃活動やいじめ防止の呼びかけ、不要な服を難民に送るプロジェクトやエコキャップ回収など、生徒会を中心としたSDGsの取り組みとして自分たちができることを考え、広く町民に発信する取り組みを行っており、大変頼もしく感じているところでございます。

このように、現在、子どもたちは郷土学習を通して町のことを少しずつ知ることができ、町に愛着を持って、町を良くするために自分たちができることを考えながら、様々な機会を通じて自分たちの思いや願いを発信することができていると認識いたしております。

また、学校教育とは別に、町では二十歳のつどい実行委員さんと町長、町議会議長さん、教育長さんが、これからの町づくりのために意見を交わす機会を持っております。先日、その機会が持たれたのですが、小中学校での取り組みが更に深まり、町として若者への情報発信を工夫・充実していけば、町づくりの施策を知る機会が多くなり、今後、より充実した懇談になるのではないかと感じたところでございます。

このようなことから、当町においては先ほど申し上げたとおり、様々な分野に亘って小中学生の郷土学習や体験学習に取り組んでおりまして、更に、児童会や生徒会活動もなされており、その上で、子ども議会や町議会議員とのふるさと懇談会など年間を通して小中学生の皆さんや先生方において、それぞれの準備の為に多くの時間をかけていただいている事もあり、私としては、新たに子ども議会を常設するのではなく、現状の取り組みを継続していく中で、内容の充実を図っていくとともに、子どもさんたちの様々な意見に耳を傾けていきたいと考えているところでございます。

また、私自身も子どもは大好きでございます。子どもさんたちの事については、私は常々、まちづくりは人づくりだと。そして、子どもさんたちはこの町の宝であると常々思っておりますし、皆様方にもそう呼び掛けてきております。大切な子どもさんたちには、健やかに大きく伸び伸びと育てて欲しいと思っておるところでございます。自分が生まれ育った木曾岬町に魅力を感じ、誇りを感じ、そして愛着を持ってくれる。そんな町を皆で力を合わせて作っていただければと考えているところでございます。

以上のことを申し上げ、後藤紀子議員の子ども議会の常設をの質問に対する答弁とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 1番議席、後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） ありがとうございます。町長の先ほどの答弁の中でこれだけは言っておきたいというのがあるのですけれども、年間を通して小中学生の皆さんや先生方において準備のために多くの時間をかけていただいていることでもあり、というところなのですが、私が目指しているその子ども議会というのは、学校での教育の中の一つではないのです。私たち大人の議会と一緒に、学校とは全く別のところで1個ポンと作って、そこに新たに町長や議員というのができて、そこで考えるというところなのです。ここはちよっと言っておきたいところになります。

あと、二十歳のつどいや中学生の生徒会を含めて、いろいろプロジェクトをやっているのは、すごいことだと思うのです。これ本当に、このままやっていけばすごいことだなと思うのですが、結局、子ども議会もそうなのですが、年に1回しか話し合いがない。というのが、大分少ないのではないかと。子どもの意見って年1回で全然収まらない。年間毎月でもいいぐらい、意見を聞いてもいいのではないかなと思っているのです。その年1回という回数は、町長どう思われますか。少ないと思いませんか。そこでご意見いただきたいと思います。お願いします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 後藤紀子議員の再質問でございます。

子ども議会が、年1回はということでございますが、確かに子ども議会は年1回でございますが、例えば子ども議会を開くにあたって、先生だけではなく、児童自身もそれに対しての事前の準備や勉強、いろいろな時間が必要だと思います。そして終わってからも、多分反省会とかいろいろなこともあると思います。ですから、ただ単に1回じゃなしに、年間を通してその集大成として、子ども議会の場で、質問や提案というような形をとっておくと思います。そして、先ほど本答弁でも言いましたように、これ以外にいろいろな活動をされております。

例えば、子供会や生徒会でも活発にやってみえます。部活も、子どもさんたちにとっては、必要な教育の一環ですから、後藤議員が教育とは違うところと言われるけれど、その生徒さんや子どもさんたちは、体一つですから時間は当然限られています。ですから、私は今非常にいろんな活動していただいたり、また、町のことを勉強される機会もいろいろありますし、小学生の子どもさんたちが役場へ訪問されて町長や各担当課長、いろいろなことを調査されながら聞き取りをされてみえます。そういったことも、多分その前

の或いはその後の時間も随分それに費やして見えると思うのです。ですから、学校或いは授業以外の時間をという後藤議員の考えだと思うのですが、私らの育った頃と違って、それ以外にも相当今の子どもさんたちはいろいろなことがあります。そこに更にと言うのでしたら、今やっている中で、十分声が上げられますし、また私たちもそれに耳を傾ける機会はいくらでもあります。あえて、それを常設化してまでというのは、私はどうかと、そのように思っておるところでございます。

この辺り私、本答弁でも申しました。私の今の後藤議員の提案に対する考え方ですけれども、教育とは違うとおっしゃられますけれども、預かっている教育委員会や学校のこともありますので、具体的なことは、教育長や教育委員会から説明させていただきますので、お聞き取りをいただきたいと思います。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） 教育委員会、今私関係ないというお話をしたつもりだったので。教育委員会が入ってくるのは全く関係なくて私の中では、もうむしろ住民課ではないかぐらいのイメージで言っているのです。

もちろん教育の一環でもあるかもしれないのですけれども、大人と同じと考えれば、大人だって仕事をしながら議員をやっていたりするわけであって同じ状況だと思うのです。

その中でもやはり、町にもっと意見を言いたいという子はたくさんいるわけであって、生徒会は主導すばらしいです。ただ、生徒会の子たちが頑張っていて、その周りの子どもたちが本当に引っ張られているかと言ったら、そこも疑問に思うところもある。二十歳のつどいのところだって、その実行委員の方たちはすごく一生懸命やっているけど周りの意見を集約しているかという疑問もある。ということも私はあるのです。

もっと間口を広げて欲しいというのが実際のところであって、そこをもうちょっと柔軟に考えられないか、というのをお聞きしたいのです。そこはあまり何も思っていないですか。そのことについて、もうこれで十分ではないかと思われているのでしょうか。町長お願いします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 今、町が取り組んでいること、或いは、教育委員会なり学校が取り組んでいること。例えば、後藤議員は特定の人たちの声だと言われましたけど、だったら、子ども議会も選ばれた人です。

例えばうちの場合、小学校の子どもさんたちが代表してという訳ではなく、子ども全員参加しています。中学生と議員さんたちがやられるのも、学年全員を対象としてやってみるでしょう。だから、形のとり方だけです、議員さんとか選ばれた人だったら代表制

ですから、選ばれた人たちは自分たちの友達或いはクラス、そういった人たちの代表ですから、このクラスの声と捉えれば、それは同じことだと思います。

ましてや、子ども議会だって、全員が議員さんになるわけではないのですから、議員さんとしての立場や事務局的なこと、或いは場合によれば、執行部側の人もひょっとしたら子どもさんたちで構成するということになってくるのです。

それぞれ違いますから、後藤議員の言われることは、私は、当たっていないのではないかなど。考え方ではなく、制度的に代表制で議員さんをやるわけですから、そうなったら、当然その人たち一人一人の議員さんが自分たちの友達、仲間或いは職場、学校、クラス、こういったことの上で代表してみえるわけですから、そこはやはりご理解いただかないとかみ合わない話になると思いますし、教育とは違うとおっしゃられますけど、子どもさんたち義務教育の時代ですから、そのときに教育としてどうなのだと。今精一杯やっていると思うので、いろいろな活動。そこにプラス、土曜日や日曜日や場合によったら夜も勉強している子どもさんたちがたくさんいるでしょう。或いは、スポーツやいろいろな活動してみえる人たちもありますが、しかも単発ではなく、常設でしょう。年間通していろいろな議会の活動するために、普段からいろいろなことをしないとイケないでしょう。

だから私はそこまでやるぐらいなら、子どもさんたちにそれだけ時間の余裕がなくなってしまうから、今やっているところで、中身をもっと充実させる方が私はより具体性があるのではないかなと思っています。教育と離れると言われますけれども、そういう意味では学校側や教育委員会のことについては非常に私は尊重すべきじゃないかなと思って、申し上げただけですから、後藤議員から教育委員会の方に聞いてください。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） ありがとうございます。

多分、教育委員会に聞くことはないかもしれないのですけれども、遊佐町の取り組みばかり出して申し訳ないのですが、あそこの取り込みはすごく、本当に町中の子どもの意見を集約するのを議員の子たちがやっているのですよ。あの方式を取り入れたらすばらしく意見が聞けるのではないかなと思って、私は提案させていただいたのです。

質問を変えさせていただきます。こども家庭庁が一番に謳っている内容なのですけれども、こどもがまんなかの社会を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るための、こども政策に強力なリーダーシップをもって取り組みます。と謳っているのですけれども、こどもが真ん中の社会というのはどういう状態だと町長は考えているのか、お聞かせください。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 私も本答弁の中で申し上げました。私も子どもが大好きですし、皆さんも一緒だと思うのですが、家庭とか親御さんたちは当然ですけど、地域の人、まちの人、社会で大切な子どもさんたちを見守り育てていこうと。その一つの表現の表れが子どもさんたちを真ん中ということになるのではないかなと思っております。

だから、全体で或いは社会で、地域で、みんなでという、その中に子どもさんたちを常に中心に考えていこうという発想から出ているのではないかなと思って、私なりに、突然お尋ねがあったので、今すぐ思い浮かべたのはそんなイメージをしております。

以上です。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） 私の思う子ども真ん中というのは、やはり子どもの意見をどれだけ聞き取って、子どものために動けるかというところだと思うのです。

この子どもの意見を聞くのに、町長はどういう方法で意見を聞こうと思っていच्छやいますか。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 町長としてということもありますし、親として大人として地域の社会人としてということもあります。だから、それはケースバイケースです。よく子どもさんたちに声かけたりお話したり、常にそういったコミュニケーションをとることは、子どもさんたちだけじゃなしに、子どもさんたちからお年寄りの人たちまで、常に心がけておくことですから、子どもさんたちでも機会があればですし、事実、町長なってからでも、いろいろなことを、どこかで顔合わせたときということもありますし、特に今は小学生の子どもさんたちが積極的にそういった活動もしてみえますので、声を聞くというかそういった機会は十分私としてはあると思っております。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） 声をかけられてお子さんたちとお話されて、どんな意見が聞けたのか、詳しく教えてもらっていいですか

○議長（三輪一雅議員） 今の質問は通告から少しずれていますので、質問を変えてください。

○1番（後藤紀子議員） どの辺がずれているのか、教えてもらっていいですか。

- 議長（三輪一雅議員） 今の質問をされて、何が聞きたいのかということです。
- 1番（後藤紀子議員） 子どもの意見をどうやって集約するのかを聞きたいです。
- 議長（三輪一雅議員） そういう形で質問をしてください。
- 1番（後藤紀子議員） 集約する方法を聞いています。
- 町長（加藤 隆町長） 議長。
- 議長（三輪一雅議員） 加藤町長。
- 町長（加藤 隆町長） 後藤議員は、余りにも先入観があると思います。私が言ったことは、それは違うと言われるでしょう。私が言いましたように、機会あるごとに、或いは町長としてということもありますし、プライベートに個人的にもあります。

町長として一番端的なことは、今いろいろな活動をしています。その機会に、例えば教育委員会なり、課長、いろいろな役員さんたちもそう。直接子どもさんたちに、私はあまり道端で声かけるのもどうかと思いますけれども、役場にみえたときに声かけて、そしてまた、逆に子どもさんたちから、何やっているの、或いはどんなことやっているのって聞かれますよ。

そういったコミュニケーションの中で、子どもさんたちに、町長こんなことやっているとか或いは町はこんなことやっている、役場はそれぞれの担当課でということ、多分、課長たちから聞いてみえると思いますし、子どもさんたちの声が課長たちにも届くと思いますよ。

そういう形で、町長としてということになれば、自ずとそういった活動なり行事なりありますからその機会ですし、違うプライベートのところはいくらでもあります。それをいちいち後藤議員に説明するのですか。

子どもさんたちの声を聞くのもそういった形で聞くし、何よりも子どもさんたちは、親御さんたちにとっても大切だけれども町としても大切だと。そうやって子どもさんたちにいつも言っています。

もう一つは、中学校卒業してから木曾岬の場合は外へ出ますから、高校なり就職なり。その時に、自分たちが木曾岬で育っている時代は、自分たちだけじゃなしに、世の中、他の町の子どもたちにも同じような教育なり、学校環境の中で育っている町の環境の中で育っていると思うけれど、高校へ出た時に他の町の出身者の人たちの話を聞くと、自分たちが育った小学校、中学校までの町の中のことや学校でやってきたこととの違いがよくわかるわけです。

木曾岬は少なくとも、子育て、人づくり、それから教育、そういったことには他の市町に劣らないだけのことはやってきておるつもりです。それは、当然子どもさんたちをということもあるし、そこに子どもさんたちの声、親御さんたちの声も聞きながらやってきておるつもりでございます。

以上です。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員、よろしいですか。

○1番（後藤紀子議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 後藤紀子議員。

○1番（後藤紀子議員） 町長のお考えよくわかりました。

町長としてはあまり意見を聞かれてないのかなと私は感じました。課長たちが意見を集約して、それを聞くという感じに私には聞こえました。

最後にもう一度言います。世の中の流れは子ども中心です。町も国の流れと同じなるように、ぜひよろしく願いいたします。私の答弁は以上です。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 先ほども言いましたように後藤議員は、自分の考えや主張はいいですよ。でも、私の言ったことをそのまま聞いていただけません。だからかみ合わないのです。あの態度はおかしい。

○議長（三輪一雅議員） 続いて一般質問を続けさせていただきます。

続きまして、6番議席、伊藤守議員の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○6番（伊藤 守議員） 議長、6番。

○議長（三輪一雅議員） 6番議席、伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） よろしくお願いいたします。6番議席、伊藤守でございます。

南海トラフ地震について。南海トラフ巨大地震が、今後20年～30年後に来ると言われております。町として、ハード面・ソフト面の準備をしておられると思いますが、まだまだ足りないことは承知でございます。

基本的に、自分自身の身は自分で守るのが原則ですが、木曾岬町の独居老人は203人おり、家族があっても日中一人で生活しておられる高齢者がいます。

避難困難者に対してどのようなお考えか、お聞かせください。

○議長（三輪一雅議員） 6番議席、伊藤守議員の質問に対して、町長、ご答弁願います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいまの6番議席、伊藤守議員の南海トラフ地震についてのご質問に対して、ご答弁を申し上げます。

南海トラフ地震などの大規模災害の初動時においては、行政が行う公助には人的体制を含めて対応能力に限界がございます。町民の皆さん一人ひとりが、自らの身の安全は自ら守る自助の意識を持ち、自らの判断で避難行動等をとれるよう日常及び災害時において自らが何をすべきかを考え、災害に対して十分に備えていただくことが重要であると考えております。

また、近所の方をはじめとした地域の皆さんがお互いに協力して助け合う共助は、災害による被害を最小限に抑える力になり、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の方々に対しては、この共助による支援が求められていることから、共助の中心的な役割を担う自主防災会を含めた地域の防災力の充実に図っていく必要があると考えております。

年明けの2月11日には、町全体の防災訓練を予定しておりまして、南海トラフ地震で津波が発生した場合を想定しまして、全町民の皆さんを対象とした避難訓練と、自主防災会を対象とした避難所運営訓練を実施いたします。今回の訓練では、避難行動要支援者の避難も予定しておりまして、訓練を通して、避難行動要支援者ごとに作成する避難先や避難経路、避難支援者などを示した個別避難計画の作成にもつなげていきたいと考えております。

これまでも、洪水・津波・高潮のハザードマップと避難のタイミング等を網羅した防災ガイドブックを作成いたしまして、全戸配布や町ホームページ、広報きそさきへの掲載など、様々な媒体を活用して周知を図っておりまして、9月には防災フェアを開催するなど、町民の皆さんへの普及啓発に取り組んでいるところでございます。

また、各地区の自主防災会が自ら主体的に行動できるよう年2回、自主防災会の勉強会を開催するとともに、各自主防災会が実施する訓練等の支援を行い、組織力の向上に努めているところでございます。

防災対策に終わりはありません。今後も引き続き、防災に関する情報発信を続けていくとともに、自助・共助の防災力の向上及び町民の皆さんの防災意識の高揚に取り組んで、住民主体の防災体制の充実にまいりますので、伊藤守議員の南海トラフ地震についてのご答弁とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 6番議席、伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 6番議席、伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） 自分自身の身は自分で守るということですがけれども、重要なのは、家具の固定だったり、地震が起こった時に自分がどうやって対処するか。避難する場合に、冷蔵庫や棚が飛んできたりしては大変ですので、そういうことを町民にどんどんアピールしていただいて、東海市とか蟹江町では、家具転倒防止対策事業補助金というのがあるらしいです。びっくりする金額ではないのですけども。

そういうのがもしあって、こういう地震が来ますから家具を固定しましょうと。町が少しでも補助金を出すから意識してやって欲しい、ということをお願いして欲しいなと思います。

あと、独居老人が203人ですがけれども、木曾岬町は30%の高齢化でどんどん進んできていますので、役場の職員がそこへ行って、来てというわけにはいきませんので、この辺

のことをどのように考えておられるでしょうか。町長にお聞きします。

追加ですが、6,000人の人口で、外国人が26か国585人いる。英語とかフランス語とか、言葉がいろいろありますけれども、それをどのように考えておられるか、一緒にお聞きします。よろしくお願いします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 伊藤守議員の再質問でございます。

一つは、普段からといいますか平常時から備えをしていくべきだということで転倒防止の対策のこともおっしゃっていただきました。

それから、独居老人や外国籍の皆さん方との対応について、具体的なことは担当課長から説明させていただきますので、お聞き取りをいただきたいと思っております。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） まず、家具の固定につきまして、町におきまして住宅の地震に対する安全性を向上させることで、地震による被害の軽減を図るためということで、平成21年度から災害時要援護者を対象としました、家具の固定の事業に取り組んでいるところでございます。

70歳以上の高齢者のみの世帯ですとか、あとは2級以上の身体障害者のみの世帯などを対象としまして、1世帯1回、家具が4台以内。取り付け家具は1台2種類内の家具固定ということでございますが、町の負担で施工業者に委託する事業を実施しているところでございます。

あと外国人への対応ということですが、防災のガイドブックを作成しておりますが、英語とポルトガル語とベトナム語の3か国語。外国語バージョンのものも作成しております、町のホームページ等で周知もさせていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） 家具の転倒防止のために、そういう方に対してやっていただくことは非常にありがたいと思います。

また、そういうことをもっとアピールして、皆さん高齢ですから、もう少し緩やかになつたらいいと思います。

それと、あと外国人の方に対して、言葉のことですから難しいと思いますけれど、ベトナムの人が205人に住んでいます。あと、パキスタンの人が76人、スリランカの人が68人、インドネシアが42人です。非常に言葉が限定されていますけれども、そういう

人たちにどうやってアピールするか難しいですが、チラシとか何かわかりやすいようにしていただかないと、私達どこへ避難したらいいのか、という問題が出てくると思いますので、その辺をよろしく願います。

あと自助、共助、十分ありますけれども、本当に203人独居老人がいらっしゃったら、自主防災会が18地区あると思いますけれども、時間帯にもよりますが、独居老人だとか障がい者だとか、手を挙げていたらまだわかるのですけれど、そうではなく手を挙げられない人もいると思うのです。

自主防災会の力が重要になってくると思いますけれど、その辺のことをお聞きしてよろしいですか。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 伊藤守議員の再質問の中で、要支援者或いは夜間に独居老人の方たち、或いは外国籍の方たちも含めてそういった対応を、ということですがそれぞれに取り組みをさせていただいておりますので、危機管理課長と福祉健康課長から説明させていただきますので、お聞き取りをいただきたいと思います。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） お答えさせていただきます。

先ほど来の伊藤守議員のご質問についてでございますが、木曾岬町では、町の直営で地域包括支援センターというものを設置しております。その職員が、例えば独居の高齢者のお宅を訪問させていただきながら、そのような制度のあることを周知させていただいております。

避難行動の要支援者の方につきましては、要介護認定を受けられている方ですとか、各種障害者の方をお持ちの方、75歳以上の一人暮らしの高齢者の方、またそれに準ずる方、それぞれ、例えば介護認定を受けられている方であれば、介護保険の保険者証をお渡しするときとか、お会いする機会に要援護者支援名簿に記載することにご同意をされるかどうか、という確認を個々に取らせていただいております。

そこに同意された方につきましては、名簿に登載させていただきまして、毎年、年末に更新しまして、区長の皆様へ情報提供するというご同意をいただきますので、それに基づいて、提供させていただいております。

この避難のことだけでなく、日頃の例えば、徘徊が気になるという方が見えれば、今、危機管理課でもやっておりますけど、ビーコンのサービスもありますというご紹介をさせていただいたり、それぞれその方その方のお困り感というか、そういうところを掘り起こしてきて、やれることをご紹介させていただいていると、包括支援センターが中心にさせていただいております。

以上でございます。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 避難行動要支援者の方が、事前に避難場所とか支援者を定めて周囲の人と共有しておくということに関しましては、円滑な避難のために不可欠であると考えておりました、その必要性の周知ですとか、あと要支援者ご本人への意向確認等も含めまして、今回、2月に防災訓練をいたしますけれども、それを契機に関係課、自主防災会などと連携をして、個別避難計画の策定などに向けて取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） ありがとうございます。

いざというときにそこまで行けるのかは、非常に難しいと思うのです。そこで、18地区自主防災会があるのですけれども、何地区かは、区長さんがやってらっしゃるところもあります。

1年で交代していくパターン、何年かやっている人、ずっとやっている人といえますけれども、防災会がこれからますます重要になってくると思います。その辺のことをお聞きしてよろしいですか。お願いします。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 坂倉危機管理課長。

○危機管理課長（坂倉丈夫課長） 繰り返しになりますけれども、自主防災会の皆さんに対しては、年2回勉強会なども開催をさせてもらっておりまして、そういった自主防災会自体の組織力の向上というところに努めていきたい。自主防災会での活動に対しての支援を充実させていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） 南海トラフ地震が、20年後か30年後に来ると、ほぼ間違いないということらしいです。

それで、当町は非常に地盤沈下がひどくて液状化になるかもしれない、それを誰も経験してない状況です。それで、インターネットなどでいろいろな情報を聞きますと、マグニチュード9クラスの地震で震度7が来ると、32万3,000人が亡くなるのではないかと

と。

特に、日向灘から駿河湾まで全部割れると、大変なことが起こると。それで、半割れというのは歴史が証明していますから、そういうのが起こって、半割れのまた半割れが起こると。救助している途中の人のところに、また、半割れが来ると、それはまたとんでもないことが起こってくると。

だから、本当に大変な事態が起こるのを想定しながら、すべてを進めていかないと駄目ではないかなと思っていますので、少し次第から外れるかも分からないですけども、南海トラフ地震について、町長はどのようにお考えされているでしょうか。よろしいですか。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員に申し上げますが、先ほどから質問としては重複しておりますので、きちんと質問を明確にさせていただきたいと思います。

本答弁の中で、概ね先ほどのお話はされていると思いますが、それ以上、何を聞いたのかというところで、次の質問をしていただきたいと思います。

○6番（伊藤 守議員） さっき言ったことは、南海トラフ地震は町長どのように考えておられるかということで、その場合に私が話したことは、日本の状況はこのようになりますということ話して、それで、また町長に、こういうことをお聞きしていくということです。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 伊藤守議員の熱の入ったご質問でございますが、南海トラフのことにということでございますが、そもそも通告されておるお題目が、南海トラフの真正面からとらえた質問でございますので、本答弁で答弁させていただきましたけれども、さらに、伊勢湾台風後50年、或いは伊勢湾台風後60年、私になってから、60年とか65年という大きな節目があって、それぞれ国交省だとか、三重県だとか或いは内閣府と連携をとって、しっかりとした訓練や講習会、そういったことを重ねてきました。

そして、最近ではコロナの影響で、しばらくそういった本格的な訓練もできなかった時がありましたので、今年は特に9月に防災フェアをやって皆さんに参加していただいたのですが、私から特に担当に指示をして、全町民を対象とした、そしてまた、要援護者要支援者、それぞれの人達も対象にして本格的な避難訓練を準備してくれと言いました。

それは危機管理課長が説明したとおりですし、もう一つは、自主防災のことも今、伊藤議員おっしゃられましたけれど、これからは行政というのはおのずと限界がありますから、やはりその自治会なり、或いはその自主防災会、こういった組織で日頃からの訓練の成果を本番で発揮するというのは表現が適切ではないかもしれませんが、やはり、普段から訓練をしておかなかつたら本番ではとてもじゃないけれど機能できません。

やはりいかに、普段からそういったことを訓練していくか、或いは防災に対しての知識なり、意識なりというのを高めていくかということが、今、或いは明日やる一番大事なこ

とだと思っております。

南海トラフ地震、半割れとかいろいろなことが想定されておりますけれども、いかなる災害に対しても、共通するのは行政は一生懸命頑張って職員も頑張りますけれども、やはり時間的な問題、或いは人的な問題で皆さんのお近くまでなかなか足を運ぶことはできません。発災と同時にということと発災の前にいかに適切な対応判断をして、身を守るための行動を起こしていただくかということですが、行政は情報を皆さんに少しでも早く正確な情報を届けることが、私は最優先だと思っております。

これは南海トラフに限らずですけれども、特に、地震のような本当にいつ起きるかわからないような災害に対してはそういったことが大事だと思っております。

ですから、その情報をもとに、的確な行動を起こしてもらおう。そして、普段から自治会の人たちがどこにどんなお年寄り、子どもさんがみえるかということはその地域の人たちが一番よくご存知ですから、そういう意味からも、自主防災の活動というのは非常に大事だと思っております。

担当課長はそこまでは言いませんでしたけれども、自主防災会がそれぞれ独自に活動されますし、自治会でも或いは老人クラブさんだとか、そういった団体の人たちが、何らかの集会をされる或いは訓練をされる時には、危機管理課からも出て、皆さん方にいろいろな体験なり、啓発をしてくれるようにということをお願いしております。

防災対策にはハード対策、ハード整備も大事ですけれども、ハード整備よりもっと私は普段からの防災意識を高めることが一番大事だと思っておりますので、伊藤議員おっしゃるように、南海トラフだけに限らず、防災に対しての意識を普段から高めていくための努力をこれからも続けていきたいと思っておりますので、議員の皆様方にも、またご指導賜ればと思っております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） 話が上手に話せなくて申し訳ないのですが、防災意識を高める、危機感を高めるということを町長答弁されましたけれども、私も同じような考えです。

それが、町民全部ではないのですが、本当に同じ考えを持っていかないと、大変なことが起こるということですので、ぜひそういう意識を高めてもらうような情報発信をしていただきたいと思います。

本当に、いつ起こるかわからない状況でございますので、いつも意識を高めて、いつもエンジンかけていかないと、いざというときに陣出できませんので、その辺は一緒になって頑張っていきたいと思っております。一言町長、お願いします。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員に申し上げます。きちんと質問で終わってください

い。

○6番（伊藤 守議員） 質問では難しいですけども、ぜひそういう意識のもとでやって欲しいと思います。

○議長（三輪一雅議員） 考えを聞きたいということでよろしいですか。

○町長（加藤 隆町長） 伊藤守委員の熱の入った質問だったと思いますけれども、何よりも先ほどの繰り返しになりますけれども、私ども行政の或いは町政の最大の責任は、地域の或いは町民の皆さんの命を守り、暮らしを守ることと、町を守っていくことだと思っております。

ついては、いつ何どきどんな災害が起きるかわかりません。そんな時代になってきておりますだけに、平常時から皆さんと一緒に、そういう意識をまず高めていくことがまず一番大事だと思っておりますので、引き続き、議員の皆様方のご指導も賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員、よろしいですか。

○6番（伊藤 守議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤守議員。

○6番（伊藤 守議員） これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三輪一雅議員） これで1時間になりますので、休憩に入りたいと思いますが、その前に一言申し上げたいと思います。

先ほどの後藤紀子議員の一般質問でございますが、退席するにあたり、言葉を吐き捨てるような態度をされました。議会は、言論の府ですから、白熱した議論は結構でございますが、やはりお互い尊重する態度で臨んでいただくように申し上げたいと思います。

ここで15分休憩をとりたいと思います。再開は、10時15分からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午前 9時57分休憩

午前10時15分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

引き続き、一般質問を行います。2番議席、古村護議員の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○2番（古村 護議員） 議長、2番。

○議長（三輪一雅議員） 2番議席、古村護議員。

○2番（古村 護議員） 議長の許可を得ましたので、令和5年第4回木曾岬町議会定例会一般質問日にあたり、現行の第5次総合計画に掲げるまちづくりの方針のうち、いきいきとした暮らしづくりから高齢者福祉や障がい者福祉の推進に関し、現状の達成度や今後の取組みについて質問をさせていただきます。

現在、木曾岬町では令和6年度より10年間の長期的なビジョンと目標を定めた第6次総合計画の策定業務が進められている所ですが、この計画に掲げる基本施策の高齢者福祉の推進では関連する計画として、高齢者福祉計画・介護保険事業計画が、障がい者福祉の推進では同様に関連する計画として、障がい福祉計画・障がい児福祉計画があり、それぞれの計画ともに計画期間を3年間として令和3年度に策定され、本年度末でその計画期間を終える事から、現計画に掲げた成果目標や見込量、各種事業等の達成の状況と課題、新たに策定する令和6年度から3年間のそれぞれの計画・取組等について、町長の考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（三輪一雅議員） 2番議席、古村護議員の質問に対して、町長、ご答弁願ひします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいまの2番議席、古村護議員の高齢者福祉、障がい者福祉の現状と今後のご質問に対して、ご答弁を申し上げます。

まず、高齢者福祉についてでございますが、木曾岬町の高齢化率は本年11月1日時点で33.3%となっており、今後も高齢化が加速していくものと思われまひます。

現在は令和6年度から3か年の高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定作業を進めておりまして、昨年度はアンケート調査を実施いたしました。今年度はその結果の分析を進め、現在は介護保険給付などの実績の分析と課題の洗い出しを行っているところでございますが、相談窓口の周知方法や、保健事業と介護予防の一体的な事業の推進、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける事ができるための医療介護提供体制の構築など、さまざまな課題が見えて参りました。

次期計画にはこれらの現状を踏まえた取組みを盛り込んでいくこととしておりまして、特に介護予防事業につきましては、これまで同様に力を入れていきたいと考えております。高齢者の皆様がいつまでも健康で暮らしていただけるように、様々な取組を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、障がい者福祉の現状についてでございますが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3障害の交付者は、本年3月末現在で合計292人でございます。

障がい者福祉に関しましても、基本となる計画である障がい者計画と第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定業務を進めているところでございます。こちらにつきましては、9月に自立支援協議会を開催し、昨年度の実績をご報告するとともに、次期計画の骨子案をご承認いただき、現在はその素案の策定作業に入っているところでございます。

障がい者福祉の根幹である障害福祉サービスにつきましては、年々増加の一途をたどっております。特に、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児の発達や自立を支援するサービス、また、就労移行支援や就労継続支援などの障がい者の自立や就労を支

援するサービス、自宅での暮らしを支援する居宅介護などといった、自立や自宅での生活に重点を置いた給付が増加しておりまして、今後も障がいを持った方が安心して暮らしていけるまちを目指したサービスの提供を進めていきたいと考えているところでございます。

いずれの計画も現段階では策定中でありまして、今後パブリックコメントなどを経て年度末までに策定を完了する予定ですので、いずれの計画も出来上がり次第、町のホームページに掲載する予定としております。

これからも高齢者や障がい者の皆さんが、安心して地域で暮らし続けていただけるように、皆さんに寄り添ったサービスの提供に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上のことを申し上げ、古村護議員の高齢者福祉、障がい者福祉の現状と今後についてのご答弁とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長、2番。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員。

○2番（古村 護議員） ありがとうございます。

先ほど答弁いただきました中で、現在の障がい者数、人員のところがあったのですが、本年3月末現在で合計292名というのがございました。

これは福祉計画の概要版等を見ていきますと、令和2年には311名の方がお見えになるということで、年々増加しておるという文中のコメントがあります。現状292名となっているのはその辺のところ、人員的に若干減ってきているのですけれども、今後の見込みを踏まえて、この件はどのように考えればよろしいでしょうか。教えていただきたい。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 古村議員の再質問で、それぞれの障がい者の人数をお尋ねでございました。

具体的な数値のことについては、担当課長から説明させていただきますので、お聞き取りをいただきたいと思っております。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） お答えさせていただきます。

現計画を策定する段階では、増加傾向というところで数値的に312名という数字が入っております。

ただいま次期の計画の策定に向けて、このあたりを委託しているコンサル担当会社で分析をかけているところでございます。もう間もなくお答えさせていただけるのですが、現段階でまだ分析中ということでございます。

実際に数字としては、292名ということで、312名に対しては20名ほど減少しているという状況があるということで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長、2番。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員。

○2番（古村 護議員） ありがとうございます。

先ほど数値、細かいところを確認したのは今後の質問の内容で、若干齟齬がでると困るので確認をしました。

一つ目ですけれど、2018年の障害者総合支援法の改正によりまして、地域包括ケア、医療や介護を必要とする人が、住み慣れた地域でその人らしく自立しながら生活していくことを地域で支援するという中に、3つの柱として、障がいのある人が望む地域生活の支援、障がいのある子どものニーズの多様化への対応、サービスの質の確保向上に向けた環境整備が示されております。この視点から現在の到達度について、答弁をお願いできますでしょうか。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） お答えさせていただきます。

到達度というところのお答えで、正しくお答えできるかどうかというところは別として、先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、分析の中で、障がい者の方の自立、障害児の発達の支援、児童においては発達支援や放課後等デイサービスが、やはり給付として伸びてきているところでございます。

障がい者の方につきましても、就労系の訓練の給付は間違いなく伸びてきているという中で、総合支援法ができて、この地域包括ケアの中で障がい者の方だけでなく高齢者の方も、すべての皆さんが地域で安心して暮らしていただけるということで、まだまだ福祉のサービスは終わりのないところでございますので、今後もニーズに合ったサービスの提供はしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長、2番。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員。

○2番（古村 護議員） ありがとうございます。

サービス地域生活支援等の見込み量の推移を確認している中で、先ほど報告いただきましたので、今後これについては見込み量を次期のところでまた確認していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それから今回の計画の策定に向けた取り組みとして、安心して暮らしていけるまちを目指していく中で、障がいのある町民の方々の生活の状況や意見、町内事業所における従業者等の就労状況や、障がい福祉に対する意見などを伺うことを目的とした調査或いはアンケート調査や意見交換会、こういったものが行われたのかその点をお聞きします。よろしくをお願いします。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） お答えさせていただきます。

まず、アンケート調査につきましては、次期の計画の策定段階で、今している状況でございます。例えば企業さんですとか、障がい者の関連する団体さんですとか、そういうところは、業者とヒアリングをどのようにやっていこうか、打ち合わせをしているところがございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員。

○2番（古村 護議員） ありがとうございます。

アンケートまたヒアリング等についての今後のスケジュールを報告いただきました。なかなかそういったものが見えてこないものですから、こういった機会にお伺いをさせていただきました。障害福祉計画については以上とさせていただきます。

次に、高齢者福祉計画に関連して聞くのですけれども、木曾岬町の人口、令和5年11月1日現在で5,937人。3年前の令和2年11月1日で6,202人。5年前の平成30年11月1日で6,322人。3年前に比べて265人、5年前に比べて385人減少している状況があります。

第5次総合計画の後期基本計画では2023年目標値で、6,500人。これは目標値ですからあくまで数字として考えておりますけども、これを下回っている。そういった中で核となる地域包括ケアシステムの現状について、教えていただけますでしょうか。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 地域包括ケアシステムにつきましては、先ほど来、お話しさせていただいておりますとおり、高齢者だけでなく障がい者の方、その他皆さんが安心して暮らしていただけるために、医療や介護の連携を図っていくというところでございます。

実際のところ私ども小さい町でございますので、地域包括支援センターが中心となりまして、それぞれの皆さんのお困りごとのところへ寄り添っていくという中で、取り組みを

進めているところでございます。

どれがどう取り組んでいるかというと、なかなかお答えがばらけてしまいますので、そのようにご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長、2番。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員。

○2番（古村 護議員） 計画にもあるのですけれども、2025年は高齢者人口増加の過渡期に対して2040年はピークを迎えるわけでありまして、こういった中で今回報告いただいた中で、令和5年度は65歳以上の高齢化率33.3%です。推計値の中では35%だといった数字がでておるのですけれども、この点については少し楽観視していいのかどうか、その辺を少し教えていただけますでしょうか。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 楽観視しているかどうかというご質問でございますが、決して楽観視をしている状況はございません。

また、高齢者の方につきましては、お年は必ず一つずつとられますので、そこは受け入れながら、例えば介護予防に力を入れながら、介護保険の認定率を抑えていくとか、そういうものに対してどう取り組んでいけばいいかというところで、先ほどの町長の答弁でもございましたが、介護予防につきましては、力を入れていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長、2番。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員。

○2番（古村 護議員） ありがとうございます。

先ほど高齢化率33.3%と言いました。先ほど他の議員からも質問の中であったのですけれども、外国籍の方が580名程度おみえになる、この部分がある種下支えになって高齢化率が下がっているのかと思えますので、その点を確認させてください。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 具体的に、外国人の方がどれだけの人数が入って高齢化率に影響しているところまで、私も数値として掴んでおりません。

ただ、外国人の方も介護保険1号の保険者になってきているという状況もございまして、高齢の外国人の方も増えてきているという状況はこちらでも把握をしております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長、2番。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員。

○2番（古村 護議員） この高齢者福祉計画の策定に関して、今後、例えばパブリックコメント等の募集スケジュール、そういったものがあればご報告お願いします。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） お答えさせていただきます。

今、取りまとめしております、障がい者の計画と高齢者の計画と今年度は、自殺対策の計画も策定をしております。

この3つの計画につきましてはパブリックコメント、年明けから実施をさせていただく予定をしております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長、2番。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員。

○2番（古村 護議員） 2018年、平成30年4月の社会福祉法の一部改正によりまして、地域福祉計画の策定については任意とされていたものが努力義務とされ、さらに地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置付けられていることから、木曾岬町はまだこの地域福祉計画の策定がされておられませんけれども、周辺の市町とも連携しながらかと思しますので、こういった策定に向けた考え方、これについては町長にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 古村議員の質問の中で、これから、特に地域福祉計画のこのことのご指摘だと思います。

当町としては、これからは、そのまま読ませていただきます。高齢者福祉計画や、障がい者福祉計画、子ども子育て支援事業計画などそれぞれの個別計画において必要な内容については反映させていただいているところでございますが、現在、第6次総合計画の策定作業を進めている中で、その内容に反映をしていきたいと、現在その作業を進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員。

○2番（古村 護議員） すみません、再度確認ですけれども、地域福祉計画策定は、この周辺市町を見ていると、例えば桑名市はできている、弥富市はできていない、三重県内の北勢でいけば、東員町はできている、他の朝日、川越、菰野はまだ策定ができていない、という状況があります。これは地域として、その辺を包括して、皆でがいいかどうかわかりませんが、今日も高齢者福祉のことをお話させていただきわけですけれども、ここの中で例えば少子高齢化のことも含めて本来質問したかったのですが、なかなかそこまで今回頭が回らなかったものですから、そういったものがまとまった上位計画としてあれば、より質問もしやすいし見聞きもしやすいかなと思いますので、早いところ策定をお願いしたいと思います。再度お願いします。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） お答えさせていただきます。

地域福祉計画につきましては、まだ今、努力義務で策定をされていない。市についてはほとんどできているのですが、町についてはまだなかなかできていないです。周辺の町さんでも、もう策定を済んでいるところもございます。

ただ、先ほど町長も答弁させていただきましたけれども、現段階では個別計画の中で、それぞれのテーマを挙げさせていただいていると。そこでカバーできないところは今も総合計画で挙げさせていただいて、地域福祉計画、これ総合計画と個別の計画の間のような立ち位置になると思いますので、今はそのような状況で対応をさせていただいております。

今後また必要に応じて、そのあたりは検討していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員、よろしいですか。

○2番（古村 護議員） 議長、2番。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員。

○2番（古村 護議員） ありがとうございます。

これで、私からの一般質問を終わります。

○議長（三輪一雅議員） 続きまして、9番議席、伊藤好博議員の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○9番（伊藤好博議員） 議長、9番。

○議長（三輪一雅議員） 9番議席、伊藤好博議員。

○9番（伊藤好博議員） 9番議席の伊藤好博でございます。私は、ヤード規制について町長にご質問したいと思います。

自動車盗難防止、ヤード規制条例制定を町行政、議会ともに県に要望し、2021年令

和3年10月1日三重県は、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例を施行されました。

自動車の解体や中古車の輸出を営む業者に対し、公安委員会への届出を義務付けるほか、周辺域の環境へ配慮するよう求める等、違反した場合は営業停止命令を業者に出せるなど強い規制が可能となりました。以前はヤード周辺の騒音や公道へのナンバーなし走行、路上駐車等ありました。これは注意指導があったものと思いますが、施行後は地域の住民は、安全安心して日常生活が望めるかと思いきや、2年が経過した今も町内では農地への無許可による廃車、廃棄物が置かれています。町も県も取り締まりはしていただいていると思いますが、同地域では継続しております。

この現状を見る時、事業検証はどこに、PLAN、DO、CHECK、ACTION、このPDCAサイクルをどう活用され、改善されているのかお尋ねします。

ヤードは、この2年間町に何箇所増えましたか。5割増、それ以上ではないでしょうか。ヤードはだめだと言いたい訳ではありません。県条例規制までされましたルールをしっかりと守っていただき、地域住民との共存共栄が出来るように、子どもも大人もお互いに理解し合える町づくり、出来ていないように思われます。

1つ、条例違反は営業停止。2つめに、コミュニケーションをとる。会社も人も含めて。安心安全のまちづくりには必要だと思いますが、そういったこともしっかり進められていますか、お尋ねします。町長よろしくお願ひいたします。

○議長（三輪一雅議員） 9番議席、伊藤好博議員の質問に対して、町長、ご答弁願ひます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいまの9番議席、伊藤好博議員のヤード規制についてのご質問に対して、ご答弁を申し上げます。

まず、自動車解体施設等の状況について説明させていただきます。現在、町内での自動車解体施設及び保管場は53か所を確認しており、この内訳は、自動車リサイクル法の許可が必要な解体施設が10か所、自動車リサイクル法対象外の解体を含む自動車の保管場が43か所となっております。

三重県が令和3年10月に施行した盗難自動車の解体や輸出の防止に関する条例、いわゆるヤード条例では、盗難自動車の密輸の温床になりやすい中古車解体施設などを対象に、事業者の届出や取引記録の管理などが義務付けられたほか、大きな音をたてない、自動車を積み上げない、油を水路へ流さない等、地域の良好な生活環境を確保することに努めるとされています。

この条例に基づく届出は、桑名警察署管内では63か所となっており、この多くが本町にある事業所であると聞いております。

ご質問1点目の事業検証でございますが、自動車解体施設等に関しましては、事業主体が三重県であることから、業務改善を目的としたP D C Aサイクルを重ねる取り組みは町では対応しておりません。

これは、自動車解体施設等に関しては、自動車リサイクル法やヤード条例等の各々の遵守について、所管する三重県や三重県警に監視されることとなります。

本町においても、三重県が実施するヤードへの立入検査に参加するなど共同体制を構築するほか、騒音や道路交通法など、地域の良好な生活環境に影響を及ぼす事案に対して、現場での指導や桑名警察署に通報するなど速やかに対処を行っているところでございます。特に、道路交通法での事案が多く見受けられることから、桑名警察署に対して改善させるよう強く要請いたしているところでございます。

次に、2点目の営業停止でございますが、これまで条例違反により営業停止処分となった事業所はございませんが、条例に基づく違反があった場合においては、状況に応じて厳正な処分をしていただくよう求めております。

最後に、3点目のコミュニケーションでございますが、地域と企業がコミュニケーションを図ることは、お互いの良好な地域生活環境の確立には非常に重要であると考えております。しかしながら、現状では、お互いが集まりコミュニケーションを図る機会がございませんので、行政が訪問した際など地域とのコミュニケーションを図るよう要請してまいりますので、地域の皆様におかれましても挨拶や声掛けによるコミュニケーションを図るなど、お互いの顔がわかるような地域となるようご協力をお願いいたしたいと思っております。

以上のことを申し上げ、伊藤好博議員のヤード規制についてのご質問に対する答弁いたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤好博議員、よろしいですか。

○9番（伊藤好博議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤好博議員。

○9番（伊藤好博議員） ありがとうございます。

本当にたくさんの解体業者、それから自動車の保管業者が増えました。こういう中で、先ほど答弁いただきましたが、県の条例であるので県に監視させる。これだけ多くのヤードや自動車置き場、これが木曾岬に集中している。そういう地域であれば、町自体がそれなりの対応をしていかないといけないと思って、今回質問させていただきました。

私の地域の現状を申しますと、2年前から無断で農地に廃車した車が置かれております。一時、一回は撤去します。半月もしないうちに、すぐまた同じように、それ以上に地域の農地に廃車された車が置かれるようになりました。役場担当課、何回も本当に申し訳なかったのですが、まだ道路にはみ出ていると。無許可の車がいっぱいだと。こういうことをお願いして県の方へも行ってもらった。なかなか解決しなかったのですが、今年の11月

いっぱいほとんどなくなった。12月2日に残りの5台は撤去されまして、今ゼロになりました。

その内容等を聞くと県と町の担当課と巡回したときに、そのヤードの管理者に、こんなことをしていたら地域の方にも迷惑をかけるし、最高は今お話したように営業停止までいけるよというような話をされた。1か月前、10月できませんでした。もう1か月待ってくれということで11月ほとんどがなくなり、12月に入ってすぐなくなりました。ただ、3～4か所ある中の1か所に1台だけ残っております。これは何のためか私もわかりません。しかし、無許可でどこの会社とも何も明記をしてなくてただ車が置かれたという状態が1年続きました。

これでは、住民は安心して暮らせません。そんなことを続けていったらコミュニケーションなんてとる気にもなりません。だからしっかりとそういうところを、県の条例ですが、町もしっかりと指導していただいて、コミュニケーションが取れる状況にさせていただかないと、私たち地域の皆さんは、言葉もかけ挨拶もします。これは駄目だよと。でも直らない。もう私も最終的には地域の方には、桑名署へ直接電話してくださいと言います。桑名署へ何回もかかってきたと思います。そういう状況です。

そんな状況の中で、これだけ解体や中古車をストックするところが多くなれば、そこで働く人も多い。日本語のしゃべれる方もみえます。けれど全然しゃべれない人もいる。その国の環境というのか国の考え方が違いますから、少々道路に出ていてもいいとか、道路で積んでもいいとかの考え方は、そのまま現場に現れています。けれども、コミュニケーションをとることによって、そういうことがなくなっていくと思う。その家族は、小学校、中学校にも子どもがいます。だから、この木曾岬の住民として住まれている外国人の中に、この業務に当たっている人たくさんいると思います。そういう中で、これからはこういうコミュニケーションの取り方によって、共存というわけではないですが、しっかりと安全策をとった地域に根づいた産業になっていくのではないかなと思っておりますので、許可された以上、町もまた県の条例だけじゃなしに、町の指導要領みたいなものを担当課でもいいですから、そのようなものを作って、指導していく考えはないでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。そういう指導要領的なものを作って指導していく考えはあるのでしょうか。お聞かせ願います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 伊藤好博議員の再質問でございますが、それぞれ状況のお話ありがとうございました。町内にそれだけのヤードを持った業者さんが大勢みえるということですが、私の認識と違うかもしれませんが大半の方は良心的な業者も多いと思います。

しかし、地域の人たちに非常に迷惑をかけたり、或いは心配、不安が起きるような方々も現実に大勢みえると思います。基本的には、地域の人たちがそういった業者さんたちと

のコミュニケーション、おつき合いがうまくできればいいのですが、心配といいますか不安な人たちとは、当然コミュニケーションも取れません。従って、いろいろな行為だとか不法的な行為について、当然県がその条例に基づいてということでございますが、それを提供するの地域の人たちや町の行政がそういった情報を共有しているから。だから県へも上げられる。町もそれだけ監視なりそういったこと目を光らせているから、声を上げられるので、そちらは伊藤議員にもご理解をいただきたいと思っております。その上で、もっとしっかりとできないのかということでございますが、それぞれの関係機関としっかりと連携を密にして、何よりも地域の皆さんが不安や迷惑がかからないように少しでも早い段階で対応していくということに尽きるのかなと。

特に町で今、条例は持ってありませんし要綱を作ったというところまでの考えは、今は持ってございません。できるだけ今の範囲内のことで町行政が、皆さん方に迅速に対応できるように機能させるということが一番肝要かなと思っております。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤好博議員、よろしいですか。

○9番（伊藤好博議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤好博議員。

○9番（伊藤好博議員） ありがとうございます。

リサイクル法に基づいて県がしておるのですが、これだけ木曾岬町に集中しておる原因は港に近いからだと思えます。

80～90%近くまで、そういう業者が木曾岬に集中しているということは、本当に重く受けとめていただいて、県条例だからという考え方ではなしに、置いてある自動車の保管場所等を常に監視、お尋ねをしていただいて、まずコミュニケーションの取りやすいような雰囲気を作っていただかないと、地域の人にはなかなかしゃべれません。私は議員という立場にありますから、すぐ声かけはしますけども、なかなか地域に住んでいる人は、そういう方向性にはいきません。

だからそういう声掛けができ、コミュニケーションが取れるような指導を業者にしていただいて、わからないではなくてわかる人はいるか。地域の方とコミュニケーションをとるように、そういうこともしっかりと業者の指導もお願いしていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

要は、条例の違反を取り締まるのもそうですが、2つめに言った、コミュニケーションを取って会社も人も地域とともに発展していけるような方向性というのは、担当課、町もそれに力を入れるべきだと思います。よろしくお願ひしたいと思えます。

これからも条例というわけではないけれど、町独自の規制、指導等、作る気はございせんか。最後にもう一度お願いします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 伊藤議員から、条例だとか規則を作る考えはないかということですが、現行の県の条例以上のものを、基礎自治体が国の法律を超えるようなことはできませんから、結果、同じことだと思ふのです。要は、行政がどこまで行動を起こすか。法律だとか規制よりもむしろ、住民の皆さんと連携をとりながら情報いただきながら、どれだけ対応できるかということに尽きると思ふのです。現状、県の条例の中で動いているわけですから、それ以上の条例を定めることは、私は無理だと思っております。

もう本当に繰り返しですが、非常に問題のある業者さんたちは、強制力のないようなことは避けます。ぎりぎりのことをやってくるような感じがします。いわゆる文化が違うのか、横着というかそういう表現が当たると思ふんですが。だから、一旦は対応します。でも、その繰り返しでしょう。それをどうするかというと私たちの基礎自治体に、その法律を作るといふことは私は限界があるのではないかと感じております。

ですから、県に強く行動を起こしてもらう、或いは警察機関に動いてもらうということですが、そこは法に触れるか触れないかのところになりますので非常に微妙なところだと思ひます。

基礎自治体とその地域の人達との連携と、もう一つは地域の人たちとその業者さん、何かと言うと地権者が問題でしょう。区長会でもありました。ある区長さんから、町長何とか条例作ってくれと言われたけど、その区長さん自身が判子押してみえるのです。必要な同意です。区長さんにしろ、土地改良さんにしろ、農業委員さんにしろ。そういった地域の人たちが全員同意して認めておるのを、行政側からそれはストップだとかは私はできない。もしおっしゃるなら、その地域の人たちがその地権者とよくコミュニケーションを図って、それを入れるのか入れないのか、そこでまず地域の人達で話し合っただけが第一ではないかなと。

皆さんが関係する必要な立場の役員さんが全部同意してみえるのを、行政からそれはあかんというわけにはいかないです。そこを私は区長会でも申し上げました。伊藤議員おっしゃること、私ももう本当に口惜しい思ひをしています。一部の方ですけれども、この人たちはうまくそれを繰り返しやっておるものですから、こちらにも負けず劣らず、繰り返し指導するとか、そういったことはできると思ひます。

法律や条例を作るよりも私はもう現実的にはそちらの方に力を入れ、より地域の人達に不安を与えることがないようにしていくことが肝要だと思ひます。今の私の考え方としては、条例だとか規則を掲げてといふことは当面考えておりません。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤好博議員、よろしいですか。

○9番（伊藤好博議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤好博議員。

○9番（伊藤好博議員） ご答弁ありがとうございます。

町長言われたように、本当に担当課、苦勞かけると思ひます。町長も言われましたが、

考え方が違うのか、しょうがないですから、繰り返し指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三輪一雅議員） 一般質問続いておりますが、ここで休憩を入れたいと思ひます。再開は11時20分からといたします。

午前11時 4分休憩

午前11時20分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

引き続き、一般質問を続けます。続きまして、3番議席、鎌田鷹介議員の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願ひいたします。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長、3番。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 改めまして、おはようございます。3番議席の鎌田鷹介でございます。通告書の内容に従って質問させていただきます。

日本では2025年に65歳以上の5人に1人が認知症になると見込まれており、認知症の方が尊厳と希望を持って暮らせるように施策の永続性を担保する目的で、本年6月16日、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が公布されました。

施策の推進に向けて、国には本人や家族らの意見を反映させた基本計画の策定を義務付け、自治体での計画策定を努力義務としました。また、認知症基本法では、国や自治体が行き組みを進める上で、認知症の方や家族の意見を聴くように明記され、基本的施策として国民の理解増進や社会参加の機会確保などが盛り込まれています。

そこで1点目に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念と、国と地方公共団体の責務について町はどのような考えかをお聞ひいたします。

2点目に、都道府県、市町村はそれぞれの基本計画を努力義務として策定するようになっておりますが、本町ではどのように進めていくのかをお聞ひいたします。

3点目に、認知症基本法で重要な事は認知症の方への意見を聴くのは勿論ですが、家族の意見を聴くことも重要とされています。当町ではどのように当事者らの意見を聴き対応していくのかお聞ひいたします。

4点目に、2022年に全国の警察に届け出があった認知症の行方不明者は、過去最高の1万8,709人だったことが警察庁のとりまとめで分かりました。統計を取り始めた2012年（9,607人）から毎年増加しており、この10年でほぼ倍増しました。高齢化が進み、認知症不明者は今後さらに増加する可能性があります。認知症基本法では地域での見守り体制の整備などを自治体に求めています。

木曾岬町では令和元年度から整備されている子ども・高齢者みまもりサービスで小学生全員を対象に、無償でビーコンを渡しサービスを提供しておりますが、認知症の方や、認

知症と健康な状態の間にあたる軽度認知障害の方にまで無償の幅を拡充させ、有効な支援を今より1人でも多くの困っている町民の方に取り入れてもらいたいと思っておりますが、町としてどのような考えかをお聞きいたします。

○議長（三輪一雅議員） 3番議席、鎌田鷹介議員の質問に対して、町長、ご答弁願います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいまの3番議席、鎌田鷹介議員の共生社会の実現を推進するための認知症基本法についてのご質問に対して、ご答弁を申し上げます。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法につきましては、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、7つの基本理念を掲げ、来年1月1日に施行が予定されているところでございます。

ご質問1点目の法の基本理念と、国と地方公共団体の責務について、町はどのような考えかということですが、国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有することとなっております。また、国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めることとなっております。

町と致しましても、この基本理念に基づいた責務については、国が示している基本的施策を軸に、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

そこで、現在、地域包括支援センターが中心となり、毎月第4火曜日にはオレンジカフェを実施し、認知症の当事者やその家族、認知症サポーターなどが集い、交流する場の提供のほか、認知症サポーター養成講座や認知症ステップアップ講座を開催するなど、認知症への理解を深める取組みを行っているところでございます。今年度はチームオレンジを立ち上げ、認知症サポーターが中心となって、認知症の方やその家族の困りごとに寄り添った支援に取り組んで行こうとしているところでございます。

次に、2点目の基本計画の策定につきましては、今のところ計画の詳細な内容について示されておりませんので、お答えいたしかねますが、今後、その内容が示された後、必要に応じて検討していきたいと考えております。

次に、3点目の意見聴取についてでございますが、昨年度実施した高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画のアンケート調査においても、認知症に関する項目を設定し、ご意見をいただいたところでございます。その中で、認知症への取組みの中心となっている地域包括支援センターの認知度をさらに向上させるため、今後は地域包括支援センターのPRにも力を入れるとともに、オレンジカフェなどの交流の場やチームオレンジの活動などを通じて生の声を聴いていきたいと考えております。

次に、4点目の子ども・高齢者みまもりサービスの拡充についてでございますが、この

サービスは、通学路を中心にして町内随所にセンサーを設置いたしまして、ビーコンを持った子どもや、高齢者がセンサーを通過した情報を保護者等がアプリで確認できるもので、小学生の希望者にはビーコンを無償提供し、小学生以外の子どもさんや高齢者には、月額440円の有償でサービスを提供いたしております。現在、小学生198名と小学生以外8名、合わせて206名の方にご利用いただいております。

現時点において、小学生以外の方の無償化は考えておりませんが、子ども・高齢者みまもりサービスについては、より多くの町民の皆さんにご活用いただけるよう引き続き周知に取り組み、また、産学金官で構成する木曾岬町IoT推進ラボでは、地域BWAを活用した新たな施策の実現に向けて検討を続けておりました。その中で認知症の方を含めた高齢者への支援策につきましても、検討を進めてまいります。

鎌田議員ご質問の4点についてお答えさせていただきましたが、いずれにいたしましても、認知症の方やその家族の方が、いつまでも安心して暮らしていけるような取組みをこれから進めていきたいと考えているところでございます。

以上のことを申し上げ、鎌田鷹介議員の共生社会の実現を推進するための認知症基本法についてのご質問に対するご答弁とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 町長の答弁の中の2点目の部分について、これは現在作られているところもあると思うのですが、今のところ計画の詳細な内容について示されていないというのは、三重県からの大綱が示されていないと理解してよろしいでしょうか。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 鎌田議員の再質問でございますが、まだ示されていないがということについてでございますが、具体的に個々のことは、担当課長から説明させていただきます。お聞き取りをいただきたいと思います。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） お答えさせていただきます。

現在、策定されてみえる市町は、この基本法の中で規定されたもの以前に、もうすでに作ってみえる市町が多くございます。

現在のこの法に示されたものについては法では示されておるのですが、まだその詳細について三重県なり国からこちらの方へ示されていないというところで、まだ私ども木曾岬町では策定をしていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

次、（3）番の部分についてお聞きします。先ほどのオレンジカフェの話で、利用される方は毎月決まった人数ではなくて、ばらつきがあると思うのですけれども、ご本人とその家族の方も含めて、どれぐらいの方がオレンジカフェを利用いただいているのかをお聞きいたします。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） お答えさせていただきます。

オレンジカフェにつきましては、以前は毎回5～6人の方がおみえになっていました。固定でいつも来られる、例えば認知症になられた方とご夫婦でお見えになるとか、あとはご興味のある方、認知症サポーターさんとかがご参加をいただいていたいました。

草の根の活動、取り組みですが、最近は徐々に参加していただける方も増えてきて、先ほども答弁ありましたけれども、お困り感の中でこういうものもご紹介させていただきながら、今はケアマネの方も参加していただけるような状況もございまして、本当にこつこつと地域包括支援センターでやらせていただいているというところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 本人さんやご家族の声を聞かせてもらえるというのは大変素晴らしいことですし、これからもぜひ続けてもらいたいなと思っています。

より多くの人の意見を広く聞くためにもこれと合わせて、今後アンケートの実施、アンケートの内容にもよるのですけれども、していただきたいと思っています。その点についてはどのような考えか、お聞きいたします。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） お答えさせていただきます。

具体的にアンケートを実施するということはまだ予定はしておりませんが、まずは、生の声を聞くというところでオレンジカフェとか、それぞれ個別に訪問させていただいたりとか、そういう状況の中で取り組みをさせていただこうかなと思っています。

アンケートにつきましては、現在、高齢者福祉計画を策定している中で、昨年度、アン

ケート調査を一旦実施させていただき、認知症に関する項目についてもお尋ねをし、今分析をしているというところでございます。

今後にも必要に応じて、高齢者福祉計画の方は3年に1回の計画、策定がありますので、そういう中でやっていくのか、どういうところでやっていくのか今後の検討課題かなと思っております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 4点目の質問について、お聞きいたします。

先ほど町長の答弁の中にあっただと思うのですがけれども、現時点については高齢者に関しては考えてないということで、地域BWAを利用した見守りサービスは、本当に有効な支援だと思っております。先ほど伊藤守議員の一般質問の中で黒田課長が答弁されたように大変有効的なことだと思っております。

町民に広く知ってもらうには、無料化するのが当然一番広報になると思うのですがけれども、実現に至らないのはやはり月440円の利用料と、利用者が増えた時のこのビーコンの費用等の費用面だけだと考えているのですがけれども、それについてはどうかお聞きいたします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 鎌田議員の再質問でビーコンについてのお尋ねがございます。

本答弁でも申し上げましたけれど、無償提案と果たしてきちんとそれを使っただけかどうかが。認知症の方かそういった方たちをとということになりますとどうしてもその心配もありますが、何より、有償にすることによって大事に管理をしてもらいたいという、大きな背景がございます。

無償であれば落としたりか忘れたとかということになりかねませんので、一定の公平化を取るためにも一定の負担はお願いしたいと、基本的には考えております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 認知症の方が正しく使えない云々というのは、議論としてどうなのかなと思うのです。持っていれば助かるという話なので、その使い方がどうのこうのというのはまた違う話だと思っております。月440円の利用料については今の考え方なのですか。440円とかビーコンの費用面というのはどういう話だったのか、もう一度お願い

します。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 鎌田議員のビーコンの440円の云々ということでございますが、一つはビーコンそのものではなく、電気料か使用料相当のご負担をということでございます。先ほど言いましたように、無償だとどうしても落とすのを忘れたということになりかねないし、やはり大切にに使っていただくには、一定の最低限の料金をいただいて使っていただくのがいいのではないかとそういう判断も実はございます。

それとやはり公平にいろいろな提供をする時に、一定の負担をお願いしたいという基本原則をそこに考えたわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 今現在、有償なのでこのサービスを利用しない、知っているけれど利用してないという人も中には見えるのです。

落とした場合、幾ら負担してもらいますという形では駄目なのですか。月440円をみんなから取らないといけないということなのですか。その部分についてお願いします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） もう一つは、先ほど言いましたけども公平性というのは、利用者の公平性、一定の負担をお願いするという、そういう考え方に立った判断もあるということをご理解いただきたい。440円が高いとか安いとかってということもあるかもしれませんが、一定のご負担をお願いしてといたしますか、利用者負担の公平性を念頭に置いたという判断をしておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員、よろしいでしょうか。

○3番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介議員） 了解しました。

これからも命に関わることですので、また広報については引き続き、周知に取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（三輪一雅議員） 続きまして、5番議席、加藤真人議員の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○5番（加藤真人議員） 議長、5番。

○議長（三輪一雅議員） 5番議席、加藤真人議員。

○5番（加藤真人議員） それでは、通告書に沿ってご質問させていただきます。

土地利用についてということで、住民が安心安全で快適に生活できるように、土地利用の計画をしていかなければならないと思います。

整備開発及び保全、市街化区域・市街化調整区域の区分・開発の方針など地域、地区の方向性、町内では、住宅地がならぶ中に自動車置き場や廃品回収業者、また、農地の真ん中に自動車置き場などが点在している現状があります。業者によっては、道路上に車を並べ、何度も注意を受けている業者もあるようで、環境面や安全面で近隣の人たちは非常に住みづらくなると思われます。

このような地域において、不動産価格にも影響してきていますし、定住や産業振興にも影響すると思います。

安全安心を考え、土地を有効利用するためにも、土地の線引きや用途地域の見直しを考えるべきだと思うが、どう考えておられますか。

また、有効に土地利用ができるよう、町内におけるセンターラインが引かれている大きな道路の両側の規制を見直し、転用できるようにしては。

また、農地有効利用も考えなければならないと思いますが、どのように考えていますか。

このところ、農業倒産がおきてきており、農家にとっては農地はお荷物になっているのが現状で、土地を自由に使うことすらできない。規制の緩和が必要だと思いますが、どう考えておられますか。

以上のことを町長にお伺いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 5番議席、加藤真人議員の質問に対して、町長、ご答弁願います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいまの5番議席、加藤真人議員の土地利用についてのご質問に対して、ご答弁を申し上げます。

ご質問1点目の用途地域の見直しについてでございますが、用途地域の見直しを行う際には、三重県との事前協議、桑名市との広域調整、町の都市計画審議会での審議を経た後に、県への協議の申し出を行い、三重県の都市計画審議会において審議していただき、決定されるということになります。もちろん、単に変更したいという理由で協議に図れるものではなく、町の都市計画マスタープランで、まちづくりの方針決定がなされた箇所であってかつ、その方針に変更しなければならない明確な理由が存在していなければなりません。従って、現状においては、町において安易に用途地域の変更が行えるものではないという事をご理解賜りたいと存じます。

次に、2点目の農地転用の規制緩和についてでございますが、農地転用の規制は、農地法に基づいて行われており、この農地法において、農業生産に必要不可欠な農地を食料の

安定供給や農業の発展という目的のもと、優良な農地の確保と土地利用の調整のため、農地を転用するときには許可基準を規定いたしまして、都道府県知事の許可を受けなければならないと定めて、無秩序に農地が転用をされないように制限しているものでございまして、国の法律であり、市町村が独自に規制を緩和することはできないものでございます。

このようなことから、本町の農地転用につきましては、許可権者である三重県が農地法の許可基準に照らして許可しているものでございまして、今後も、農地法を遵守して農地が無秩序に転用されることがないよう、県と共に適切に対応して参りたいと考えておりますので、加藤真人議員の土地利用についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤真人議員、よろしいですか。

○5番（加藤真人議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤真人議員。

○5番（加藤真人議員） 土地には市街化調整区域と市街化区域が存在し、大きく2つに分かれると思います。

市街化調整区域においては、条件付きの土地活用ができるということだと思っています。その反面、市街化区域においては、転用許可を出すだけで何でもできるというような条件というか、自由に使えるというところがあると思います。

そういう中で、最初に質問したヤードというか自動車置き場や廃品業者などが、市街化区域内の農地などを売買される。その中で、市街化地域はほとんどが住宅地域内にあると思います。そういう中でこういう廃品回収自動車置き場などを置くとどうしてもそこに今度新たに定住しようとか考えた場合に、なかなかそこに定住したいと思う環境ではなくなると思うのです。

そういうところで、町としても市街化区域の中で使える土地、案件によっては、町の条例を制定して、何らかの規制をしていくということも必要ではないかと思うのです。

ヤードでしたら住宅地から何百メートル以内でとか、そういうような条例を作って、町の環境保全をしていくというのも必要ではないかと思うのですが、その辺の考えはどうですか。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 加藤真人議員の再質問で、町の方で規制だとか、特に条例を作ってやることができないかというお話でございます。

先ほど、伊藤好博議員のヤード条例のところでもございましたけれども、やはり国なり県なりの法律或いは条例を超えたものは、自治体で作るといふか持つわけにいかないと思うのです。ですから、今ある条例の中でどこまでができるかということだと思っております。そこは、一つご理解いただきたいと思っております。国を超えた条例や規則やいろいろなものが

定めることができるかといえはできないと思うのです。

それ以上に私はやはり、再三言っていますけれども、その地域の人、それから地権者、この人たちの意識がやはり私は大事ではないか。地域でのコミュニケーションを図って、いやちょっとそういった類のものは控えよう、自粛しようという、そういう皆さんでの地域のコミュニケーションがとれるようになるといいかなと思います。

先ほどもヤードの時に、ある区長さんから言われたと言いましたけれど、そういったところになるので条例を超えたことは、私は具体的にできないと思っています。

加藤議員も農業委員会の会長さんをお勤めだったのでいろいろご苦労やら、そして実態のこともよくご存知だと思うのですが、それを越えることが果たしてできるかといえは私は無理だと。今の法律や条例制度の中で、どこまでそれを運用できるかということですが、こういったことは、私は地域の人や地権者の意識が一番大事ではないかと、つくづく感じておるところでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 加藤眞人議員、よろしいですか。

○5番（加藤眞人議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤眞人議員。

○5番（加藤眞人議員） 町長が法令とか条例がある、その中で対処していくということでございます。法令とかそういうものが国とか、県がおそらく作っているものであって、木曾岬町として地元を守るのはやはり木曾岬町ですから、木曾岬町の中で強制力はないにしても、そのようなある程度、条例化したものがないと、相手にもなかなかその言葉がかけにくいっていうところもあるのではないかと思います。

ただ、書類を出して何やるかわからない、地区の方もわからないみたいな、そんな状態だと思うのです。それは売買された時にどういう形で書類が出ているかというのはわかりませんが、その辺のところの改正というか、考え方というのは行政として持ってもらうといけないと思うのですが、その辺のところはどうですか。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 繰り返しの答弁になりますけれども、やはり再三申し上げました。

例えば今ヤードの話が出ましたけれど、営農型太陽光、この時私は、書類が上がってきたときにこれは駄目だろうと言いました。担当課長に言ったら、県の方へ行きましたけれど、らちが明かないものだから、県の農業委員会は県の農地調整課が持っていますから、そこへ話しをしてと言ったのですが、県も負けると。法律の中で最大限活用して、業者さんたちが入ってみえますから、私は農地や農業を守るためにも、こんなことがまかり通っていたらおかしいだろうと申し上げたことがありました。

でも県はどうしても、私どもの意向に沿ってもらえなかったです、法律で負けますとはっきり言われました。この法律の中ではこういったことがうまく運用されるという現実があるのだったら、農地や農業、農村をどうやって守っていくのだという観点から、農地や農業を守る立場の県の農林水産部、或いは農地調整課が、声を上げなければいけないのではないかと。私自身も、農林省や県、内閣府、そういったところへ出かけていろいろな声を上げました。それから、いろいろな制約が変わってきました。

法律を変えるのは国や国会でありますから、そこにある国会議員の政治家の人たちにその声を届けて法律を作ったけれどこういったときに盲点があると、農業や農地や農村を守っていく観点からいったらこういった法律がまかり通ったのではおかしいだろうという、そういった議論をやって法律の中に一定の制約をかけていくということであって、基礎自治体で国の法律とか条例とか、基準以上のものは自治体では持てないと、私はそう思っています。

ですから、そういった時には私どもとして、例えば、農業や農家の人たちから或いは農業委員会とか土地改良区とかそういった人たちの中から、これはやはり好ましくないであれば、当然私たちも一首長として国なり県に声を上げますから、そうやって、法律の見直しを図ってもらう、或いは現実に合った法律にさせていただくように、ということで現実に一番最たる、私の経験の中では営農型太陽光の対応のときに、そんな思いもありました。

ですけど、ヤードのことである、加藤議員がおっしゃられるようなことについては、現行の法律の中でどこまでそれを規制ができるか。当然そこには法律の専門家の人たちが、連携を取りながらその事業の展開をしてみえますので、そこが非常に難しいところだと思います。

現状の中でそういった思いを持つのだったら思いを持ったもの同士が、地域の中で意識を共有していくとなれば、どうしてもそういった仕事を持った人たちが入りにくいですから、入ってきたとしてもその文化なり意識に合わせた事業展開をしていかざるをえないということがございます。やはり、私は世論とか声も大事です。そしてもう一つは、その地域の人たち町も含めてですけれども、解決していくには意識をしっかりと共有していくことが、まず大事ななと感じておるところでございます。

まだ機会があれば法律でどこまでその見直しがかげられるのか。というのは他の法律もありますから、そこでの調整がございます。一概に私どもで、それは町が持つということとは、今の段階では考えてございません。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 加藤真人議員、よろしいですか。

○5番（加藤真人議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤真人議員。

○5番（加藤真人議員） ありがとうございます。

土地を有効に使うということで、農地を農地以外に転用する場合は農地法4条、農地所有権の移転は農地法5条という形でやられるわけで、町の方針としてもエリアをいろいろ分けて、都市計画をやっておられると思います。木曾岬の土地というのはほとんどが農地であります。木曾岬町がこれ以上、今のまま農地でやっているととても発展するとは思えません。

そういう意味でも大きな道路が通ったということもあって、道路の両側というか、ある程度農地が転用できるというかある程度自由に使えるような方法、その辺のところは考えていかなければいけないかと思われるのですが、その辺の考えはどう思われますか。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 加藤真人議員の一定の規格を持った広いところの道路の沿線についてはというお話もございました。

古い話になりますけれども、ある地区では一旦市街化になって、それを変更したところがあります。だから、それぞれその地域の人たちが、ということがあるので、行政の方でということは考えていませんけれども、基本的なことや具体的なことについて、担当から詳細に説明させていただきますので、お聞き取りをいただきたいと思います。

○産業課長（多賀達人課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 多賀産業課長。

○産業課長（多賀達人課長） まず、農地法農振法（農業振興地域の整備に関する法律）では、先ほど町長の答弁でもありましたけど、許可につきましては都道府県知事の許可を受けなければならないとされておりまして、無秩序に転用がされないように制限をさせていただいております。

その中で農地法では良好な営農条件を備えている農地である甲種農地、それから10ヘクタール以上の規模の一団の良好な営農条件を備えている農地である第1種農地について、原則として転用許可しないこととしておりまして、逆に、市街化が見込まれる区域内の農地等である第2種農地や第3種農地については、基本的に転用が認められておりますが、これらは、地図上に示されているものではなくて、当該農地に変えて周辺の他の土地を供することによって当該申請に係る事業の目的を達成することができないなどの、農地転用許可の基準に照らして許可するというような農地の周辺状況など農地の属性に応じて、詳細に許可基準が規定されているものでございます。

このようなことから農地転用につきましては許可権者であります県が許可基準に照らして判断しておりますので、具体的な転用の相談があれば県に事前に協議を行いまして対応させていただいております。

それと、沿道にある農地を理由に転用が許可されることはありません。農地転用の許可は、先ほども言いましたけれど、農地の立地基準と一般基準の両方を満たす必要があります。

す。立地基準は、農地の営農条件や市街化の状況によって農地を、農用地区域内農地、甲種農地、第1種、2種、3種農地の5種類に区分しまして、転用の可否を判断する基準で、この区分は、先ほども言いましたけれど、農用地区域内農地を除いて地図上で示されているわけではなくて、法定の要件で区分されております。固定的、絶対的なものではなく、農地の周辺状況などの変化に伴いまして変わることもあります。それと、一般基準につきましては転用基準の適正性や確実性、それから周辺農地への影響なども審査する基準で、この立地基準と一般基準の両方を満たす農地が、転用が許可されるということになっております。

つまり、沿道にある農地が、第2種農地や第3種農地であれば、立地基準は原則満たされますが、一般基準もクリアしなければ、転用が許可されるものではございません。

また、沿道にある農地が、農用地区域内農地や甲種農地、第1種農地であれば、立地基準を満たさないため原則として転用許可されることはないということになっているものがございます。

以上です。

○議長（三輪一雅議員） 加藤真人議員、よろしいですか。

○5番（加藤真人議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤真人議員。

○5番（加藤真人議員） 農地に対してはいろいろ規制がかなり厳しいということはわかります。この法律自体ができてから、木曾岬の現状が随分変わっていると思います。その辺のところも考えて、その計画を作っていかなければ木曾岬町自体が衰退していつてしまうということになるかと思えます。

土地基本方針等が示されておりますけれども、土地の利用及び管理に関する計画、施策等に関する事項で、人口減少における土地管理について、地域住民の取り組みの指針を聞き取り、また、適正な土地利用管理確保も図る処置に関する事項では、周辺に悪影響を与える管理地は適正な対策をとるということも書かれております。

そういうものを見ながら、土地の指針というか土地利用というものを都市計画の中でも考えていっていただく。また、農家が農地で生きていけない現状を打破していただければ、木曾岬町の農家は衰退していき、おそらく生活の基盤が崩れると思います。その辺の土地利用にあたって様々な利用や競合を調整し、望ましい利用の誘導をどのように考えておられるかをお伺いしたいと思います。

○議長（三輪一雅議員） 加藤真人議員、今の質問ですと、重複していると思われま。新たな部分で質問をしていただくようお願いしたいと思います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 加藤真人議員の再質問でございます。

そういったことにつきましては当然都市計画審議会とかありますけど、要はマスタープランでこれからのまちの姿、或いは将来を見据えてそういった土地利用、或いは町の形をどうしていくかということは、そこで議論をしていただく必要があるし、また、都市マスタープランの中で位置付けをしていくことが第一だと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（三輪一雅議員） 加藤真人議員、よろしいですか。

○5番（加藤真人議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤真人議員。

○5番（加藤真人議員） 最後です。お願いですけれど、土地利用に対しては木曾岬町自体を二分するというか、木曾岬町を左右するようなことになると思うのです。その辺のところをしっかりと考えて、計画、また推進をしていっていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（三輪一雅議員） お昼12時を回っておりますが、あと1名ですので、このまま皆様のご協力いただきながら、継続させていただこうと思います。

続きまして、7番議席、服部英二夫議員の質問を許します。

それでは、登壇の上、お願いいたします。

○7番（服部英二夫議員） 議長、7番。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫議員。

○7番（服部英二夫議員） 7番議席、服部英二夫でございます。本日7人目ということ、またお昼に近いということで、町長はじめ執行部の方々、少しお疲れかもしれませんが、簡潔明瞭な答弁をお願いします。それでは質問をさせていただきます。

木曾岬干拓の土地利用計画についてでございますが、実際、木曾岬干拓は町のものではありません。県のものであり直接開発できるわけではありませんが、町が県に要望している内容をお聞かせいただきたいと思います。

木曾岬干拓地の土地利用は順調に進み、新輪工業団地も企業活動が始まっています。伊勢湾岸以南の建設ストックヤード66.4haの環境影響評価アセスメントが今年で終了しますが、その後の具体的な整備方針はどのようになっているのか。また、その南の農業体験広場50.1haの土地利用を合わせてお聞きしたいと思います。

木曾岬干拓地の利便性、安全性を確保するため、干拓地から愛知県側へのアクセスが必要不可欠だと思いますが、計画があるのか。あればその進捗をお聞きしたい。

また、新輪工業団地と堤防との間の雑木等の管理が出来ているとは思えず、火災等も非常に心配されます。県には、適正な管理を求めるか、別の利用について要望すべきではないか。立地企業にとっても大変迷惑な事だと思いますが、どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫議員の質問に対して、町長、ご答弁願

ます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、7番議席、服部英二夫議員の木曾岬干拓地の土地利用計画についてのご質問に対し、ご答弁を申し上げます。

はじめに、伊勢湾岸以南の建設ストックヤードの環境影響評価以降の具体的な整備方針についてでございますが、環境影響評価終了後は、建設発生土ストックヤードとしての利用が開始されることとなりますので、来年度以降、建設発生土の搬入が開始できるよう現在、三重県が調整しているところでございます。一方、都市的土地利用に関しましては、木曾岬干拓地土地利用検討協議会で調査・検討を進めておりまして、現在、三重県が土地利用の用途に関する具体的な調査を行っているところでございますが、私からは、協議会が開催されるたびに1年でも早く都市的土地利用計画を策定するよう強く要望いたしているところでございます。

併せて、農業体験広場の土地利用についてでございますが、現状、手付かずの状態となっておりますので、私の方から三重県に対し、現状のままで暫定利用することができないか、その可能性について調査を進めてほしいと依頼をしております。今年度、三重県が業者発注を行って、どのような用途で利用できるのか、その可能性について調査していただくこととなりました。この調査業務については既に発注されております。その結果につきましても、木曾岬干拓地土地利用検討協議会の場で報告がなされるものと聞いております。

当町と致しましては、どちらの案件につきましても、利用用途を限定することなく、幅広く意見を求め、早期に方向性を決定するよう引き続き、強く要望して参りたいと考えております。

次に、愛知県側へのアクセス道路の件についてでございますが、現在、三重県と愛知県をはじめとする各関係機関との間で協議を進めていただいております。木曾岬干拓地内で既に操業されている企業様からも早期整備について強く要望を受けておりますので、引き続き、三重県に対して強く要望して参りたいと考えているところでございます。

最後に、新輪工業団地と堤防との間の雑木等の管理についてでございますが、この緩衝緑地帯の適正な管理につきましては、機会あるごとに三重県に要望しておりますが、服部議員ご指摘の別の利用につきましては、私から検討するよう指示をさせていただいております。現在、町と県、双方で勉強会等を開催して有効な利用方法について調査・検討を進めている状況でございます。

今回、服部議員からご質問いただきましたいずれの課題につきましても、早期に解決しなければならない重要な課題だと考えておりますことから、これまでも機会あるごとに、副知事や、地域連携・交通部長に私から直接要望させていただいておりますし、木曾岬干

拓地土地利用検討協議会の場においても提言させていただいております。

今後も引き続き、強く要望していきたいと考えてございますので、服部議員はじめ議員の皆様方におかれましても、何卒、ご指導やお力添えをいただきますようお願いを申し上げ、服部英二夫議員の木曾岬干拓地の土地利用計画についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員、よろしいですか。

○7番（服部英二夫議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員。

○7番（服部英二夫議員） ありがとうございます。

ストックヤードの環境アセスメントが今年で終わって、ストックヤードになるということで、搬入が始まると思いますが、66.4haの面積が一気に埋まるとはとても思えませんが、仮にストックヤードが半分としても半分での埋め立てが可能なのか、ただ残土置き場のストックヤードになって、そのままずっと続けていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 服部英二夫議員の再質問です。

66.4haが残土であるということですが、期限は私も聞いておりませんが、私どもとしては、できるだけ早くと言っております。建設残土そのものが周辺に、県との話の中では、浚渫もあるだろうし、或いはいわゆる建設残土それからリニアのということもありますので、それぞれいろいろなことが考えられますけれど、現時点での具体的なことを担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 先ほど町長の答弁にもありましたように、具体的な期間や年数は今のところ県でもはじききれていないというのが実情でございます。概ね20年程度かかるのではないかとというような言葉も聞こえてきますが、具体的な理由があつての数字ではないということです。

ただ、残土を埋めるのを待ってそのままというわけにもいかないということで、町長からも暫定利用という形ででも人が入るような状況にしてくれないかというお願いを今、させていただいている状況でございます。

これに対する回答があるわけではないのですが、町からは1日でも早く、人が入るような状況にまずして欲しいというようなお願いを今、させていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員、よろしいですか。

○7番（服部英二夫議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員。

○7番（服部英二夫議員） ありがとうございます。

町長も課長も、人の入れる状況というのはそれが確かに望ましいことだし、まず第一番だと思いますが、現在、一番南に野鳥が入って木曾岬町としては手がつけられないような状況になっています。ああいうことのないように草の管理などは、確実になしにしていかなないことには、次どういう問題が起こるかもわかりません。

それとともに今の緩衝緑地帯も、現在、草が木になったような状態になってしまっていますが、実際幅80mくらいあるということで、ものすごい面積がまだ残っている。あれも有効活用ができればそれが一番いいと思います。

県がなかなか返事をしてくれないのかどうか、あくまでも要望しかできないという状態ですので、これはもう確実にお願いしていくしかありません。

それともう1点、木曾岬から弥富に渡る道路ですけれど、あれもかねてから、町長も県や国にいろいろお願いしてみえたようですけど、もう少し実効性がある、いつごろにはできるとかその辺のお話をお聞きしたいと思います。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 服部議員の再質問でございます。

それぞれ服部議員おっしゃること私も全く同感で、早くから同じことを機会あるごとに要望して参りました。

一つは今、建設ストックヤードということですが、これも何年かかるかわからない。今に始まったことではなく、わんぱく原っぱの頃から言っていたのですが、大きな面積を構えてそれを一つの計画で進めようとする、盛土にするのに20年もかかるということで話にならない。それを分けて、ストックヤードという方法を考え出したのも、そういったところから、公的な土地利用になるということで始まったのです。

これからについても、60何haとか、更に50何haあるわけですから、それこそ町長がこんなこと言っただけではあれですが、気の遠くなるような長いスパンの話です。だったら、例えば10年でどれくらい盛土ができるか、10年以上かかるところについては、今のままで暫定利用ということも考えられないのか。

それはもう再三、以前から繰り返し言ってきました。伊勢湾岸の北側の今は工業団地になっていますエリアについては、そういう提案をしながらストックヤードという手法をそこに取り入れたのですが、以南のことについてはまだこれからのことで、かなり時間もありません。

もう一つは今、服部議員おっしゃったけど保全区の周りに農業体験広場、ここも50何

h a あるのですが、今の時点で暫定的に使える方法を考えられないのかと。私が言いたいのは、草をあのままにしていたらますます自然に戻ってしまいますから、ぜひそれを何らかの形で管理できるエリアにして欲しいということと、低いままでの暫定での土地利用を図る。というのは20年以上かかるのだったら、今のメガソーラーでもそうでしょう。20年が一つのスパンになっていたら、20年後ぐらいまではあのままということは、はっきりしているわけですから。それ以降、長くかかるところについては、盛土ではなく今の低地のままで、暫定的な土地利用を考えて、そして順番に、南の方へということができないかということ。調査検討しておる中の一つは、それです。

服部議員もそうですけど、他の議員たちもみんな同じような思いを持ってみえると思いますので、そういったことで私自身が、かねてからそんな要望活動やっています。

それから、具体的に緩衝緑地帯の80mの区間、あそこについても同じことです。県と国交省と、いろいろと話をしておるのですが、国交省の見解も変わってきました。堤防の補強のことについても。やはり県がいかにその気になって、前へ動いてくれるかですけど、かなりテーブルについた話をしておりますので、これも時間はかかります。それこそ、何年になるかわからないようなことですが、企業さんがありますから、例えば堤防にしても今の緩衝帯にしても、おっしゃるように、草を刈ればいい話なのだけれど、草を刈ったら緩衝帯にならないので、ということだと思います。

もう一つは、愛知県側との道路の話、これも私自身が三重県ではなく、愛知県へアプローチかけて、愛知県側の先生にご相談させていただきながら進めてきてようやく、三重県庁も、そして何より隣の弥富市の市長と一緒に愛知県側へ要望活動をさせていただいておりますが、木曾岬干拓のことについては具体的にルートを指定して、今、三重県が進めておりますがどこまで進んでおるかということは後程担当課長から説明させます。

もう一つは、愛知県側との一体的な地域づくりのためには、木曾岬干拓のアクセスもそうですが、それ以外の愛知県側の名古屋第3環状線の155号線です。これに向けてのアクセスも、私ども当町としては非常に重要な計画だと思っておりますので、これもあわせて、実は弥富市長と愛知県の県会議員にご同行願って、愛知県庁へ要望活動させていただいております。155号線へのアクセスについてはまだ具体的な話までは至っておりませんが、干拓側のアクセスについてはかなり進んでおると思っておりますので担当課長から説明させていただきます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） まず、緩衝緑地帯の有効利用の件についてですが、今年度に入ってから、県にもいろいろと具体的に何とかできないかという話をさせていただきまして、国交省と県と私どもで、勉強会を開きながらどういったことに活用できるのかというようなことを、今まさに検討が始まったというような状況でございます。

もう1点のアクセス道路についてでございますが、昨年度来から愛知県と三重県で協議をしていただいております、ある程度のルート選定をしている最中だと聞いております。答弁にもございましたとおり、関係機関と今協議をしております、これが、どの程度の速度で進んでいるかというのはまだ実際ご報告はないのですけれども、私どもからは、繰り返しになりますが、早期に整備できるように、常々お願いをしているところでございまして、徐々にではあるが進んでいるという報告は受けておりますので、そこに期待をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員、よろしいですか。

○7番（服部英二夫議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員。

○7番（服部英二夫議員） 少し前向きなお話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

やはり、何もかもすべてが要望ということですので、これは私個人的な意見ですけど、議長にはまだお話していないのですけれど、町議会から県議会の方に要望書なり、お願いに行きまして、干拓地内の現場を県外の人たちに実際見てもらって、この状況はどうかというところを周知したいと思っておりますが、町長その辺でどうでしょうか。議会同士なので自由でよろしいでしょうか。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 服部議員、議会の方としてのお話ですが、木曾岬町議会としての活動について私がとやかく言う立場にはございませんが、かつてヤードのこともそうでしたが、木曾岬干拓、今の新輪工業団地の分譲を始める時に分譲要綱というのを県が発表しました。その中に、問題点が二つありました。私に権限はないのですけれど、幾らなんでもこれはという表現があったものですから、県当局は知事も含めて、当局はもうこれでいくと。ちょうど年末のこんな時期でした、いくというお話があったものですから、それは幾らなんでもと思いましたが、木曾岬町に権限があるのだったらともかくないものですから、県議会へ早速行って県当局はこういう分譲要綱の方針で、もう公表して進めるとおっしゃってみえるが、県議会としてこれはどうなのかと、県議会としての見解認識を私は聞きたいと、当時の議長、副議長、委員長や、それから桑名郡市の県会議員、それぞれの先生方に説明をさせていただいた。そうしたら県議会さんまだ発表前でしたけど、ご存知なかったです。それで急遽これはだめだろうということでした。そしてまた、当時、もう今引退されましたけど、いなべの県会議員です。当時、自民党県連の幹事長か何かお役をやってみえました。その方のとこへ行ったら、よしわかった一遍干拓見に行こうということで当時、7～8人の議員さんたちが来ていただいたと思います。それで、その反応

を見て、多分行政当局は、私の思うところの表現を削除していただきました。

そういったこともありますので、私どもも精一杯頑張りますけれども、議員の皆さん方も、そういった活動について私はむしろありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員、よろしいですか。

○7番（服部英二夫議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員。

○7番（服部英二夫議員） 議会のことですので議長のお許しも得ないとなかなか前に進まないと思いますけれど、できるだけことはやっていきたいと思います。

最後になりますが、マスコミなどで干拓地の利用でI Rが、新聞等に報道されるときがあります、町長あまり公式の場では一切そういったお話がなかったような気がするのですけれど。実際今の加藤町長のお考えを聞かせていただきまして、終わりにしたいと思いますが、お願いします。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 服部議員、木曾岬干拓に関して、I Rのことについてどうなんだというお話です。

多分、報道で皆さんもご存知だと思いますけれど最初は、どこかの市長さんがおっしゃられました。それが一つの発端になったと思うのですが、それぞれいろいろな計画や構想、公表というか発表された首長さんもおみえです。愛知県の知事さんもおっしゃられました。

そんな状況の中でしたから、私は今ちょうど新輪工業団地の分譲をして企業誘致を図っておる、そして、南側のこれからの土地利用のことについて、企業誘致を前提にしておるときでしたから、そういったさなかに違った計画や構想が出てくると、せっかく木曾岬干拓に関心を持ってみえた企業さんや業界の人たちが、引いてしまわれるような状況は困るということで、迷惑千万だと、当時そういつて言ってくれと言った時代がありました。

ただ、町にどうのこうのではなく三重県でということですから、当時鈴木知事でしたが、知事にも意向確認をさせていただいて、あえて私の方からはこのI R計画については手を挙げるつもりはありませんということは申し上げました。

ただ町内で、こういった問題が出てきたときに、この小さな町で、また、議論を二分するようなそういったことは避けたいということは申し上げてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員、よろしいですか。

○7番（服部英二夫議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員。

○7番（服部英二夫議員） ありがとうございます。

何にしても木曾岬干拓は、有効利用しないことには木曾岬町もなかなか先に進めないということで、よろしくお願ひします。ありがとうございました。これで終わります。

○議長（三輪一雅議員） 以上をもちまして、通告をいただいております一般質問は全て終了しました。これにて一般質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取りたいと思います。再開は、午後２時からとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

午前 12時 27分休憩

午後 2時 0分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

日程第 2 議案第 46号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第4号）
について

日程第 3 議案第 47号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算
（第2号）について

日程第 4 議案第 48号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第1号）について

日程第 5 議案第 49号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補
正予算（第1号）について

日程第 6 議案第 50号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

日程第 7 議案第 51号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第 8 議案第 52号 木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 53号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第 10 議案第 54号 木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第 11 議案第 55号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

日程第 12 議案第 56号 木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運
営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定につ
いて

日程第 13 議案第 57号 木曾岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設
備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

例の全部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第 58 号 木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 59 号 木曾岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 議案第 60 号 木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 17 議案第 61 号 木曾岬町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 62 号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（三輪一雅議員） 続きます、これより議事に入ります。

日程第 2、議案第 46 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 4 号）についてから日程第 18、議案第 62 号、損害賠償の額を定めることについてまでの 17 議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議件名を議会事務局長に朗読いただきます。

〔職員朗読〕

○議長（三輪一雅議員） ただいま議題としました議案につきましては、定例会開会日に町長の提案理由説明と執行部による詳細説明が行われておりますので、これより議案の質疑に入ります。

なお、質疑の回数は会議規則第 55 条の規定により 1 議題につき 1 議員 3 回までとなっておりますので、ご承知おき願います。

はじめに、日程第 2、議案第 46 号、令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 4 号）についてを審議いたします。質疑あります方のご発言ください。

○3 番（鎌田鷹介議員） 議長、3 番。

○議長（三輪一雅議員） 3 番議席、鎌田鷹介議員。

○3 番（鎌田鷹介議員） こちらの 6 目、障がい者福祉費 1, 250 万 6, 000 円についての具体的な説明と、12 月補正としてこれが適切だったのかについて、2 点お聞きいたします。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 今資料を出させていただきました。

まず、1 点目、障害者給付費の内容ということでございますが、こちらの資料の補正理由のところでございます。居宅介護サービスで 213 万 4, 000 円、生活介護で 148 万 6, 000 円、自立訓練で 283 万 2, 000 円、就労継続 B 型で 452 万 1, 000

円。これが今回の増額の補正の内容でございます。

なぜ12月にということでございますが、それぞれの障がい者の方への障害福祉サービスの給付に係るものでございまして、当初の予算で見込みは立てておったのですが、利用者さんが増えるですとか、そういうことの状況の中で、年度末までの見込みを立てまして、不足が見込まれることからこのたび、追加をお願いするというものでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 他に、ご質疑ございませんか。

○2番（古村 護議員） 議長、2番。

○議長（三輪一雅議員） 2番議席、古村議員。

○2番（古村 護議員） こども園の関係です。今回、減額補正が出ているのですが、当初予算で、保育士補助員が7名、調理員が1名、用務員が1名、看護師1名、事務員1名、この総計で予算配置がされていて、今回派遣職員で対応できたからということで、437万2,000円の減額となっておりますけれども、ももとの例えば看護師とかは配置はできたのでしょうか。お願いします。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） お答えさせていただきます。

当初に看護師1名という状況ございましたが、今年度につきましては、看護師の配置をする必要がなくなったということで、このたびの補正予算の中で減額をさせていただいておるものでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 他に、ご質疑ございませんか。

○2番（古村 護議員） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 古村護議員。

○2番（古村 護議員） 再確認ですけれども、この437万2,000円の中に、看護師1名分も入っているということですね。

具体的にその保育士の補助員が派遣で対応できたという方は何名でしょうか。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 会計年度任用職員の減額につきましては、多少の精算の部分はございますが、大きなものとしては看護師1名分の減額でございます。

派遣でということのご質問につきましては、現在派遣の職員が3名配置をしております、基準の保育士資格は持っており、配置の基準はクリアしております。更に、資格を持っていない方も、保育の補助ということで入っていただきまして、加配としてお手伝いいただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 他に、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、日程第3、議案第47号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを審議いたします。質疑あります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、日程第4、議案第48号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを審議いたします。質疑あります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、日程第5、議案第49号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを審議いたします。質疑あります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、日程第6、議案第50号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。ご質疑あります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、日程第7、議案第51号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。質疑あります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、日程第8、議案第52号、木曾岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。ご質疑あります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、日程第9、議案第53号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。質疑あります方はご発言ください。

ここで暫時休憩とします。

午後 2時13分休憩

午後 2時16分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

○7番（服部英二夫議員） 議長、7番。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫議員。

○7番（服部英二夫議員） 今、タブレット上に出ていると思いますが、第6条のところ、「出産一時金として48万8,000円支給する。ただし、町長が健康保険法施行令第36条ただし書に規定する医学的管理の下における出産であると認めるときには」ということで、これ町長が認めるというのか、どういう意味かもう少しそのところ詳しくお願いします。

○住民課長（伊藤正典課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典課長） 理学的療法とは産科医療補償制度という、病院がいわゆる出産の時に重度脳性麻痺とかのお子さんが出た場合に係る保険をかける制度でございまして、この保険に入っている医療機関については、1万2,000円を加算するということになっておりますので、総額で50万円は変わらないのですが、今回三重県の各市町の条例を統一していこうということで、県からご指摘がありましたので、今回は改めて48万8,000円と1万2,000円ということで、具体的な条例の書きぶりに変更させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 他に、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、日程第10、議案第54号、木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。ご質疑あります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第55号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを審議いたします。質疑あります方はご発言ください。

○2番（古村 護議員） 議長、2番。

○議長（三輪一雅議員） 2番議席、古村護議員。

○2番（古村 護議員） この条例に関して施行期日ですけれども、4月2日から施行するとなっております。4月2日と定めた理由を教えてくださいと思います。

○税務課長（中山重徳課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 中山税務課長。

○税務課長（中山重徳課長） お答えします。

この議案は、令和6年度賦課分から適用することを想定しておりますが、3月末日に納期限を迎えるものについては、令和5年3月分につきましては、4月1日が土日になることから、令和5年度賦課分につきましては、4月2日から適用とすることにいたしました。

以上です。

○議長（三輪一雅議員） 他に、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

次に、日程第12、議案第56号、木曾岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定についてを審議いたします。ご質疑あります方はご発言ください。

○9番（伊藤好博議員） 議長、9番。

○議長（三輪一雅議員） 9番議席、伊藤好博議員。

○9番（伊藤好博議員） この条例全部を改正することになっておりますが、その理由というか、なぜ全部なのか。そこのところが聞きたいと思いますし、密着型サービスというのは、以前もやっていたように思うのですが、そうではないのですか。そこのところをお聞かせください。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） なぜ全部というご質問でございますが、議案説明の際にもご説明差し上げました。今、現行の条例では、認知症対応型共同生活介護という一つサービスの指定と地域密着型通所介護、この2つの事業についての指定の基準だけが定められております。

今年度につきましても、ここへ定期巡回随時対応型訪問介護看護というもう一つ新しい事業を指定する予定が入ってございました。このたび、この指定をこれだけ一つ増やせば、今回は事足りるのでございますが、これからの介護のサービスの伸びですとかそういうものとかを考えますと、このほかにもサービスの指定を定める基準で、うちの町は今やっているものとかやっていたものの基準しかございませんので、これをそのたびに改正をしながら加えていくということが事務的にも煩雑になります。

どこの市町でもそうですが、国の基準のすべてを網羅させていただく条例に改正をさせていただくことで、このあたりにスムーズさが出てくるというところでございます。

○9番（伊藤好博議員） 議長、9番。

○議長（三輪一雅議員） 9番議席、伊藤好博議員。

○9番（伊藤好博議員） そうであれば、人員の移動とか予算的には今後新しい事業になるのに必要だと思うが、それは来年度から新しい事業をするという意味ですか。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 黒田福祉健康課長。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） これは町がやる事業ではなくて、事業所さんの指定に関する基準でございます。事業者さんからこういう事業をやりたいというときに、私ども

が指定をするための基準を、国の基準に合わせるといふものでございます。うちが直接やるといふものでございませぬので。この次の議案もそうす。よろしくお願ひします。

○議長（三輪一雅議員） 他に、ご質疑ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようすので、質疑を終結します。

次に、日程第13、議案第57号、木曾岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定についてを審議いたします。質疑あります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようすので、質疑を終結します。

次に、日程第14、議案第58号、木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。質疑あります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようすので、質疑を終結します。

次に、日程第15、議案第59号、木曾岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。質疑あります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようすので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第60号、木曾岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。質疑あります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようすので、質疑を終結します。

次に、日程第17、議案第61号、木曾岬町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。質疑があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようすので、質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第62号、損害賠償の額を定めることについてを審議いたします。質疑があります方はご発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご質疑もないようすので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

議案第46号から議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第62号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午後 2時28分散会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方には、慎重なご審議ありがとうございました。

また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方には、たいへんご苦勞様でございました。

なお、最終日は12月15日午前9時より再開されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

皆様、ご苦勞さまでございました。